

# 第9編

## 都市施設

## 第1章 街路事業

### 第1節 概要

街路とは、都市内の道路を総称し、都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格を形成する施設として、健全な市街地の形成、活力と魅力ある快適な都市形成に寄与し、併せて防災上の役割を果たし、電力、通信、上下水道などの供給処理施設の収容を図るなど、多目的な機能を有する都市の基盤施設である。

事業制度上は、都市計画法第11条第1項に規定する道路（都市計画道路）のうち、国土交通省都市局が所管する事業によって整備される道路を指し、その整備は、街路事業として整備されるものと土地区画整理事業または市街地再開発事業として整備されるものとに区分される。

街路事業は、主として市街地の道路整備を事業の対象とするほか、鉄道の高架化、駅前広場の整備、駐車場・自転車駐車場の整備、電線類の地中化、都市モノレール・新交通システムの整備等も事業の対象とし、もっぱら都市計画法第59条に基づく都市計画事業として実施される。

### 第2節 街路事業の沿革

戦後の街路整備は、戦災復興事業を中心に進められていたが、昭和20年代後半から、道路法の制定や道路整備の財源確保などの法整備がなされ、さらに道路整備5箇年計画の制定などにより、昭和30年代にかけて、街路事業は目ざましい勢いで進展した。

昭和40年代に入り、我が国の産業・経済がさらに進展する一方、都市部のスプロール化が社会問題となり、街路事業に対する社会的要請が増大していく。また、街路事業は、自動車交通の処理だけでなく、歩行者自転車や、道路と鉄道との立体交差、都市景観の向上など、多様化する街路事業のニーズに対応

するため、昭和40年代から50年代にかけて、歩行者専用道路、連続立体交差、新交通システム、共同溝、シンボルロード整備など、様々な事業メニューが制度化された。

昭和60年度には、整備が遅れがちな地方の生活道路の整備を促進するため、地方道路整備臨時交付金が創設され、緊急地方道路整備事業を実施することとなり、平成4年度からは地方特定道路整備事業が始まるなど、街路事業の安定的な財源を確保する取り組みがなされ、事業の促進が図られた。

また、無電柱化を図ることが重要であることから、昭和60年度に、街路事業による道路改良と無電柱化を併せて行うキャブ（ケーブルボックス）システム整備事業が始まった。以来、無電柱化の必要性はますます高まっており、平成7年には電線共同溝等に関する特別措置法が制定され、キャブシステムに替わる電線共同溝（C. C. B o x）の整備が推進されてきた。現在は、浅層埋設方式によるコンパクト化や、既存の地中管路などの既存ストックの利用、軒下配線・裏配線など地中化方式以外の方法を活用するなど、地域の実情に応じてコスト縮減が可能なさまざまな手法を活用しながら無電柱化を実施している。

駐車場整備としては、昭和62年度には、駐車場案内システム整備事業が、平成元年には駐車場関連道路街路事業の創設、さらには平成3年には道路法及び駐車場法が改正され、国及び地方公共団体の責務の明確化、駐車場整備地区の対象区域の拡大、駐車場整備計画の創設、附置義務対象建設物の面積下限の引き下げがなされた。この法改正と併せて、平成3年度には、地方税の軽減、共同駐車場整備促進事業各種融資制度が創設された。

さらに、平成8年度には地域独自のまちづくりを総合的に支援するため、居住環境整備事業や歴史的地区環境整備街路事業等を統合して、「身近なまちづ

## 第9編 都市施設

くり支援街路事業」が創設された。これは、地域のニーズに的確に対応したテーマを市町村が選択し、生活道路や駅前広場等を整備するものである。

その後、平成12年度の交通結節点改善事業、平成13年度の交通結節点環境改善事業などが創設され、複数の交通手段をつなぐ施設の改善を複数の事業者が一体で取り組む仕組みを整え、公共交通機関の利用促進に資する施設等の整備やバリアフリー化を実施することにより、都市の拠点となる交通結節点周辺において、都市施設や土地利用の再編による都市の再生を促進している。

平成22年度には、社会資本整備総合交付金が創設され、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、現在も活用されている。また、地域における総合的なインフラの老朽化対策や事前防災・減災対策の取り組み等を集中的に支援するため、防災・安全交付金が平成24年度に創設された。これら2つの交付金の特徴は、計画全体をパッケージとして採択することで、地方の裁量を最大限に活かせること、事業の評価を、国の事前審査から地方自らによる評価にすることなどである。

現在は、急激な人口減少、少子高齢社会の到来など、将来直面するであろう課題に対応するため、コンパクト+ネットワークによる都市づくりをめざし、立地適正化計画や、都市地域総合交通戦略に基づく街路事業の展開を始動したところである。

### 第3節 栃木県の街路事業

都市計画法は、大正8年に制定され、終戦までに県内15の市町が適用を受け、あるいは指定された。都市計画の基礎である地域制、道路網の決定を行ったのは宇都宮、足利、栃木の3市、街路網の決定を行ったのは、3市に加え、佐野、鹿沼、小山、藤原の合計7市町であった。しかし、事業実施の面では微々たるもので、宇都宮、足利、栃木、小山が街路事業に着手したにすぎなかった。

事業実施の面から、終戦後の都市計画事業の進行状況をみると、まず戦災を被った宇都宮市及び鹿沼町においては、昭和21年に樹立した「戦災復興都市計画基本方針」に基づき、同年直ちに戦災復興土地区画整理事業に着手し、24年度には鹿沼市が全国に先がけて完了した。

街路事業では、昭和22年に小山町が戦時中の疎開跡地であった駅前広場から観晃橋までを、生産再建整備事業として拡張し、昭和23年には足利市、鹿沼町で、昭和24年には塩原町、那須村が観光地の火災跡地復興という目的も含めて、街路事業又は土地区画整理事業を実施した。昭和25年には日光町が国際観光地として国鉄、東武両駅を結ぶ地区を整備するとともに、幹線街路事業と土地区画整理事業を実施、さらに足利、大田原、烏山が重要幹線事業に着手した。昭和26年から昭和28年にかけては、多くの市町が街路事業を行ったほか、舗装工事、橋梁事業等を実施し、まちづくりが着実に進められた。

昭和30年代における街路事業は、市街地における幹線道路の拡幅、舗装が中心であったが、昭和30年代半ば以降は、自動車台数の増加による市街地内の渋滞に対応すべく、交通実態調査が行われ、バイパスや環状道路が計画されるようになった。昭和40年代には、宇都宮市をはじめ、小山市、足利市、栃木市、鹿沼市において、環状道路の都市計画決定がされた。昭和40年代には、宇都宮笠間線宿郷工区（昭和40年完成）、栃木藤岡線平柳工区（昭和47年完成）、国道400号西那須野工区（昭和48年完成）、鬼怒川バイパス（昭和48年完成）、宇都宮栃木線鶴田工区（昭和49年完成）などが完成した。平成8年4月には、宇都宮環状道路が車線数4～6車線の都市環状道路として全国に先駆けて全線開通した。



図9-1-1 外環状線（宇都宮環状道路）



昭和30年代半ばには、鉄道との立体交差化が積極的に進められ、以降、小山結城線東北本線立体交差（昭和37年完成）、笹原二宮線東北本線立体交差（昭和37年完成）、今市矢板線東北本線立体交差（昭和37年完成）、国道400号東北本線立体交差（昭和37年完成）、宇都宮笠間線東北本線立体交差（昭和48年完成）、宇都宮栃木線日光線鶴田立体交差（昭和48年完成）、宇都宮今泉地区東北本線立体交差（昭和51年完成）、栃木藤岡線東武日光立体交差（昭和53年完成）が完成した。その後も、バイパス事業や立体交差事業を積極的に実施している。

昭和44年度に「都市における鉄道との立体交差化に関する協定」が制度化されたのに伴い、連続立体交差事業が進められた。連続立体交差事業は、市街地において連続して道路と交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することにより、多数の踏切の除却あるいは新設道路の立体交差化を一挙に行つて都市内交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。栃木県では、足利市駅周辺連続立体交差事業（昭和52年から昭和57年）、栃木駅周辺連続立体交差事業（平成5年から平成16年）を実施した。



図9-1-2 栃木駅周辺連続立体交差事業

本県においては、特色あるまちづくりを推進するため、シンボルロード整備事業、歴史的地区環境整備街路事業を取り入れている。

シンボルロード整備事業は、都市や地方の顔となる街路を地域社会の象徴（シンボル）として整備す

るもので、街路が本来持つ幹線道路としての交通処理機能のほか、都市内空間としての機能を整備するものである。栃木県内では、県庁・宇都宮市役所間の中央通り（昭和60年から平成3年）、栃木大通り（平成2年から平成8年）を実施した。



図9-1-3 中央通り（シンボルロード整備事業：宇都宮市）

歴史的地区環境整備街路事業は、伝統的建造物群保存地区、国指定文化財を含む地区等において、歴史のみちすじを整備することにより、周辺環境と一体的なまちづくりを推進するもので、足利学校周辺地区、日光二社一寺地区、栃木巴波川蔵の街地区において事業を実施した。



図9-1-4 日光二社一寺地区（歴史的地区環境整備街路事業：日光市）

鉄道駅周辺における交通機関の乗り換えやバリアフリー対策として、駅前広場や自由通路整備を実施している。JR宇都宮駅西口広場及びびペデストリアン



## 第9編 都市施設

デッキの整備、JR 小山駅及び JR 佐野駅周辺において、駅前広場、自由通路の整備などを実施した。



図 9-1-5 小山駅自由通路・駅東口広場



図 9-1-6 佐野駅自由通路・駅北口広場

### 第4節 主な街路事業（一般街路事業）

#### 1. 3・2・101号大通り（宇都宮市）

～都市の骨格を形成する街路整備～

##### (1) 概要

宇都宮都市計画道路3・2・101号大通りは、昭和7年に幅員18mで都市計画決定、その後昭和27年に幅員30mに変更した。現在の区間はJR宇都宮駅前から東北縦貫自動車道交差部までの約6.4km区間で、沿線には行政、文化、商業施設が集積し、県都宇都宮市のメインストリートとして、市街地の発展に重要な役割を担っている。

##### (2) 宇都宮中心部の発展と大通り

宇都宮の中心市街地は、二荒山の門前町にその端を発し、江戸時代初期の本多正純の入城により本格的な町割りが行われた。現在の都心部にあたる地域は、奥州、日光、常陸方面への中継基地として多くの街道が集中し、現在の大通りの一部は奥州街道として現在に残る町並みの集積をみた。

明治時代に入ると、戊辰の役で城下の大部分が焼

失したが、明治17年に栃木市から宇都宮市に県庁が移転され、県庁前通りを中心に、官庁、学校からなる官庁街ができた。また、明治18年に東北本線が開通、宇都宮駅が設置され、田川に宮の橋を架設した。

大正から昭和にかけて、市街地は次第にその周辺に拡大し、沿線建物も近代的なものとなっていった。昭和6年には、中心市街地部の延長約1.6kmを本県で初めて舗装工事を行い、宮の橋も木橋からコンクリート橋に架け替えられた。

第二次大戦が勃発し、終戦時には宇都宮市街地の大半が焼失したが、戦災復興計画によって、城下町時代の道路網を基本にしつつ、新規の広幅員の道路を格子状に配した今日の中心市街地の骨格が形成された。その中で大通りは、30mの広幅員道路として都市計画決定され、文字通り宇都宮市街地のメインストリートとして位置づけた。

大通りの工事は、宇都宮市が昭和27年より戦災復興区画整理事業として施行し、JR宇都宮駅から池上町交差点までの延長1.6km区間が完成した。またこの時点で、池上町交差点から桜二丁目交差点までの区間は、将来整備区間とされた。

その後、昭和50年代になると、交通量が急激に増大したことから、JR宇都宮駅から池上町交差点までの整備済み区間の再整備と、池上町交差点から桜二丁目交差点までの拡幅を要望する声が高まった。これをうけて栃木県は、池上町交差点から桜二丁目交差点までの区間の整備方法を検討するため、昭和54年6月に「宇都宮大通り整備調査委員会」を設置した。その答申を受け、直接買収、市街地再開発、区画整理の3方式を活用して、昭和55年から拡幅事業に着手し、平成14年度に完了した。



図 9-1-7 大通りの整備（宇都宮市材木町付近）

## (3)近年の大通り整備

JR 宇都宮駅から桜二丁目交差点までの拡幅工事の完成と、宇都宮環状道路の完成により、県では、桜二丁目交差点から駒生交差点までの拡幅事業に着手した。この区間は、現道が2車線であったことから、主要交差点で渋滞が発生していたため、平成13年度に幅員20mから30mに都市計画変更し、4車線の整備を進めることとなった。

まず、平成16年度から、この区間で渋滞の著しかった護国神社前交差点(492m)と、駒生町交差点付近(220m)の拡幅(一の沢工区)に着手し、駒生町交差点が平成21年度末に、護国神社前交差点が平成24年12月に供用開始した。次に、平成20年度から護国神社前交差点から駒生町交差点の間(900m)の拡幅(駒生工区)に着手、平成24年度から桜二丁目交差点から護国神社交差点までの間と大通りと交差する宇都宮栃木線(計1,055m)の拡幅(桜工区)に着手し、それぞれ平成29年度、平成31年度の完成を目指し事業を進めている。

この区間については、沿線に複数の高等学校が立地していることや、近年の省エネ志向、健康志向により、自転車の交通量が非常に多いため、宇都宮市が策定する「宇都宮市自転車のまち推進計画」において自転車ネットワーク路線に位置付けられており、自転車と歩行者の通行空間の物理的分離が行われている。

さらに、エコ・コンパクトなまちづくりの推進を目的として、公共交通の利便性向上を図るため、バスベイ及びバス停上屋の設置を道路拡幅に併せて実施している。



図9-1-8 大通りの整備(宇都宮市護国神社交差点)



図9-1-9 大通りの自転車歩行者分離(宇都宮市一の沢)



図9-1-10 大通りのバスベイ整備(宇都宮市一の沢)

外環状線から東北縦貫自動車道までの区間については、宇都宮市が設置を計画している、東北縦貫自動車道のスマートインターチェンジ((仮称)大谷スマートインター)のアクセス道路として、中丸公園付近から東北縦貫自動車道までの区間の拡幅整備に平成26年度から着手した。スマートインターと大通りを一体的に整備することにより、広域的なネットワークが形成され、地域住民の生活向上はもとより、宇都宮市の中心市街地や、大谷地域などの観光拠点へのアクセス向上による地域振興に寄与するほか、混雑緩和による円滑な交通環境の形成、救急救命活動への支援、防災機能の強化など、様々な効果が期待できる。

## 2. 宇都宮環状道路(愛称:宮環)(宇都宮市)

～都市の骨格を形成する街路整備～

## 第9編 都市施設

### (1) 概要

宇都宮市の都市計画道路は、宇都宮中心市街地から近隣拠点や隣接都市を結ぶ放射状道路と、都心環状、内環状と宇都宮環状道路（以降、宮環という）の3つの環状道路を主要な骨格として構成されており、宮環は3つの環状道路の最も外側、宇都宮市街地外縁部を通り、東西約8km、南北約10km、一周約34km（JR山手線の延長とほぼ同じ）で結ぶ都市環状道路である。従来、周辺各都市との連携を放射状道路のみに依存してきた宇都宮市の都市構造を、抜本的に改善するための都市計画道路である。

### (2) 宇都宮環状道路整備の経緯

宮環は、広域的な通過交通を排除し、宮環内側の渋滞を解消する目的で、昭和43年から昭和47年にかけて都市計画決定し、昭和45年から事業に着手している。

宮環は、新4号国道、国道119号、国道121号及び県道宇都宮亀和田栃木線の4路線で構成されており、新4号国道を国土交通省が、国道119号、国道121号及び県道宇都宮亀和田栃木線を栃木県が事業主体となって整備を進めた。宮環は総延長34.3kmの大規模な環状道路であることから、路線ごとに工区を設定して整備を進め、完成した区間から順次供用開始して投資効果の早期発現に努めるとともに、道路事業と街路事業を計画的かつ有効的に活用して実施した。昭和45年の新4号国道の事業化に始まり、26年間の歳月をかけて、平成8年4月10日に全線供用開始した。

### (3) 宇都宮環状道路の各工区の整備

昭和40年に東北縦貫自動車道路の施行に着手したことから、宇都宮環状道路計画がたてられ、昭和43年3月に国道4号、現国道121号、現県道宇都宮亀和田栃木線の都市計画が決定され、9工区に分けて整備が進められた。各工区の整備状況は以下のとおりである。

【新4号工区】S45～S59（直轄）L=11,050m・W=38.5m  
宇都宮大学工学部、下平出町付近

平出三千石・石井三千石といわれ、鬼怒川を水源とし肥沃な穀倉地帯として歩んできた平石地区を通

過する。卸商業団地・平出工業団地などを結ぶ産業発展の基盤となっている。国土交通省が施行した区間。

【西川田工区】S46～S55（街路）L=3,250m・W=25.0m  
総合運動公園・西川田本町付近

古くは戊辰戦争の激戦区として歴史の一コマが繰り広げられ、今では県総合運動公園が整備された西川田地区を通過する。塚山古墳群の下を通過する塚山古墳アンダーがある。

【駒生工区】S53～H6（街路）L=3,710m・W=25.0m  
とちぎ健康の森・宝木町付近

付近にはとちぎ健康の森や、平安から鎌倉にかけて造られた磨崖仏などの文化財で有名な石の里大谷がある。沿道型の商業施設の立地が進んでいる。

【豊郷工区】S53～H6（道路）L=6,700m・W=23.0m  
長岡町・豊郷台付近

付近には長岡百穴と呼ばれる古墳時代末期の横穴墓や、20世紀近代美術を多く展示している宇都宮美術館がある。沿道型の商業施設の立地が進んでいる。

【砂田工区】S60～H7（道路）L=3,460m・W=25.0m  
屋板町・中島町付近

昔から地理的・経済的に宇都宮市と緊密に結びついてきた東横田、屋板、砂田を通過する。北関東自動車道宇都宮上三川インターチェンジがあり、その周辺の商業施設の立地が著しい。

【鶴田Ⅱ工区】S61～H5（街路）L=4,020m・W=25.0m  
日光線鶴田駅・下砥上町付近

純農村地帯として主に畑作を中心に発展してきた鶴田から下砥上、西川田にまで及ぶ区域。楡木街道を西に行くと国指定史跡であるうつのみや遺跡（聖山公園）がある。

【上戸祭工区】H1～H5（街路）L=240m・W=25.0m  
上戸祭・若草付近・砥上町付近

江戸時代から続く五街道の一つ、日光街道（国道119号）と交差し、交通の要衝となっている。日光街道は、春には山桜、初夏にはアジサイが咲き、人々の目を楽しませている。

【宮の内工区】H1～H7（街路）L=320m・W=25.0m  
上横田町・雀宮付近



東京街道（国道4号）や東北新幹線・JR宇都宮線と交差する。付近には陸上自衛隊の宇都宮駐屯地がある。

【鶴田Ⅰ工区】H3～H6（街路）L=1,670m・W=25.0m  
鶴田町・砥上町付近

川沿いに南北に連なった地勢であることを名の由来とする鶴田町を通過する。付近には詩・民謡・童謡の世界に大きな足跡を残した野口雨情の旧居がある。

(4) 宇都宮環状道路と主要放射道路との立体化

宮環は、平成8年4月の供用開始時には、主要交差点を暫定平面交差で整備されていたが、全線開通により交通量が増大し、主要な放射状道路との交差点部で慢性的な交通渋滞が発生した。このため、環状線と放射状道路の本来の機能を確保すべく、立体交差化を進めている。宮環全体の立体交差計画は23箇所、現在は18箇所が整備済み、1箇所が事業中、4箇所が暫定平面交差となっている。宮環全線開通後の立体化の経緯は以下のとおりである。

平成11年10月供用 宮環・鶴田陸橋

(主) 宇都宮榆木線交差部



図9-1-11 宮環・鶴田陸橋

平成12年11月供用 宮環・ミレニアム上戸祭アンダー

(国) 119号交差部

平成13年10月供用 宮環・駒生陸橋 2001

(主) 宇都宮今市線交差部



図9-1-12 宮環・駒生陸橋 2001

平成15年12月供用 宮環・雨情陸橋

(主) 宇都宮鹿沼線交差部



図9-1-13 宮環・雨情陸橋

平成20年3月供用 宮環・関堀陸橋 2008

(主) 藤原宇都宮線交差部



図9-1-14 宮環・関堀陸橋 2008

## 第9編 都市施設

平成 26 年 12 月 供用 宮環・下川俣陸橋

### (一) 氏家宇都宮線交差部



図 9-1-15 宮環・下川俣陸橋

整備中 (国) 119 号交差部

(通称：宇都宮北道路)



図 9-1-16 (国) 119 号交差部 (宇都宮北道路) インターチェンジ

### 3. 3・4・2号西那須野線 (大田原市)

～まちづくりと一体となった街路整備～

#### (1) 概要

都市計画道路 3・4・2 号西那須野線は、大田原市の中心市街地を縦断し、隣接する那須塩原市西那須野地区を結ぶ、都市の骨格を形成する道路である。

事業区間は、県道大田原高林線と国道 400 号との交差部 (金燈籠交差点) から北へ 853m の区間と、交

差点の影響範囲を含めた計 1,002m の区間である。

沿道には商店が密集し、近隣には大田原小学校、大田原高校、大田原女子高があることから、自転車歩行者、自動車の通行が多いにもかかわらず、歩道が 1.5m 程度しかなく、電柱も立ち並んでいるため、朝夕の通勤時間帯には自動車と自転車歩行者が錯綜し、安全対策が必要であった。さらに、金燈籠交差点はクランク形状であるため、交通事故の危険性が非常に高く、渋滞も発生している状況であった。

一方、地元では、中心市街地活性化を図るため「中心市街地活性化基本計画」を策定し、県内初の内閣総理大臣認定を受け、ハードソフト様々な事業を展開している。

栃木県では、地元住民、商店会、大田原市などが実施するまちづくりにあわせて本都市計画道路の整備を推進している。クランク交差点の解消、道路拡幅、電線類の地中化、歩道的美装化を実施することにより、円滑な自動車交通と安全安心な自転車歩行者通行空間を確保し、中心市街地にふさわしい良好な街並み景観を創出している。

#### (2) 大田原市中心市街地活性化基本計画

大田原市の中心市街地は、城下町として長い歴史と伝統を持ち、県北地域の中心的な商業市街地として繁栄してきた。市街地には蔵づくりの趣のある建物が点在し、江戸時代から伝わる「屋台まつり」や、那須与一ゆかりの地にちなんだ「与一まつり」など、歴史的な資源や行事も多く残っている地域である。しかし、近年のモータリゼーションの進展や、交通網の整備や交通機関の発達により市民の生活様式が変化し、人口や商業施設の減少など、中心市街地の空洞化が進んでいた。

そこで、大田原市が中心となり、地元商店会などと意見交換を行いながら「中心市街地活性化基本計画」を策定した。この計画は、「金燈籠が照らすまち～人を照らす／歴史を照らす／未来を照らす～」をテーマとし、人が集まり楽しめる施設の整備や、便利で安心して暮らせる居住空間づくりを目指す計画として、平成 20 年 11 月に内閣総理大臣の認定を受けた。



## (3) 街路事業の進捗状況

本事業は、大田原市中心市街地のメインストリートである3・4・2号西那須野線の延長853mと、交差点影響範囲となる3・4・1号中田原美原線149mの合計1,002mを拡幅し、電線類を地中化するとともに歩道の美装化等を行う事業であり、平成21年8月に栃木県が都市計画事業認可を取得し、道路拡幅に必要な用地の取得に着手し、平成24年度から道路工事に着手した。

平成26年度には金燈籠交差点のクランク部分の改良工事が完成し、渋滞が解消されるなど、円滑な交通の確保が図られた。また、再開発ビルの「トコトコ大田原」前の歩道が完成し、歩行者自転車の安全が確保された。本事業の完成により、沿道商店街の賑わいを取り戻し、大田原市中心市街地の活性化に寄与するものと期待されている。



図9-1-17 西那須野線と再開発ビル（トコトコ大田原）  
（大田原市）

## 4. 3・4・20号平町東町線（日光市）

～まちづくりと一体となった街路整備～

## (1) 概要

都市計画道路3・4・20号平町東町線は、交通結節点であるJR日光線今市駅と東武日光線下今市駅を接続する駅アクセス道路であり、国道119号とともに、日光市今市地区中心市街地のメインストリートとなる路線である。

事業区間は、国道119号から東武下今市駅に向かう425mと、国道119号との交差点影響範囲130mを含めた計555mの区間である。沿道には商店が密

集し、東武下今市駅を利用する自転車歩行者、自動車の通行が多いにもかかわらず、狭隘で車線の区分や歩道もなく、通勤通学者をはじめとする駅利用者の交通安全対策が必要である。また、国道119号との交差点部では渋滞が発生しており、渋滞対策も必要である。

一方、地元では、中心市街地活性化を図るため「中心市街地活性化基本計画」を策定し、内閣総理大臣認定を受け、ハードソフト様々な事業を展開している。

栃木県では、地元住民、商店会、日光市などが実施するまちづくりに合わせて、本都市計画道路の整備を推進している。道路拡幅や交差点改良、電線類の地中化、歩道の美装化を実施することにより、円滑な自動車交通と安全安心な歩行者自転車通行空間を確保し、交通結節点の機能強化を図るとともに、中心市街地にふさわしい良好な街並み景観の創出を図っている。

## (2) 日光市中心市街地活性化基本計画

現在の日光市は、平成18年3月に2市2町1村の合併により誕生した。特に今市市街地は鉄道（JR日光線、東武日光線）や国道119号、121号が集中する交通の要衝であり、通勤通学はもとより、日光や、鬼怒川、川治方面への観光拠点となっていることなどから、中心市街地の活性化が求められていた。

このため、日光市では日光商工会議所と第三セクターのまちづくり会社である㈱オアシス今市が中心となり、日光市中心市街地活性化協議会を設立した。この計画は、「生活、歴史・文化、観光のゲートタウンづくり～歴史・文化・様々な人が織り成す“日光の顔”づくり～」を基本理念とし、街なか観光の環境整備等による賑わいの創出、中心市街地の求心力づくり、生活環境の向上などを目指す計画として、平成23年3月に内閣総理大臣の認定を受けた。

## (3) 街路事業の進捗状況

本事業は、日光市中心市街地活のメインストリートである3・4・20号平町東町線の延長350m、3・4・25号下今市駅前線75m、3・5・7号今



## 第9編 都市施設

市宇都宮線 130mの合計 555mを拡幅し、電線類を地中化するとともに歩道の美装化等を行う事業であり、平成 25 年 8 月に栃木県が都市計画事業認可を取得し、道路拡幅に必要な用地の取得に着手した。現在は、沿道整備街路事業の活用等により、用地買収を進めているところである。

### 5. 3・4・1号瀬川森友線、3・4・3号大谷川右岸線（日光市）

～橋梁整備を伴う街路整備～

#### (1) 概要

3・4・1号瀬川森友線及び3・4・3号大谷川右岸線は日光地区市街地と今市地区市街地を連絡する幹線道路であり、観光シーズンの交通渋滞解消や、平行する国道119号にある日光杉並木保護など、日光市街地内の円滑な交通を確保するうえで重要な役割を持つ路線である。沿線には、広域災害対策活動拠点として位置づけられた「日光だいや川公園」があり、そのアクセス道路として、防災上も重要な路線である。このようなことから、栃木県では、平成5年度から本路線の整備に着手した。国道121号から西側L=4,883mは平成17年度に供用開始し、すでに供用開始された区間も含めて全線供用開始された。

本区間の整備において、一級河川志渡淵川に架かる「日光七里大橋」もあわせて整備している。

#### 【日光七里大橋】

橋長 L=89.6m

幅員 W=16.0m

上部 単純下路式ローゼ橋

下部 逆T式橋台2基



図9-1-18 瀬川森友線及び大谷川右岸線（日光市）

### 6. 8・6・1号鬼怒川橋通り（日光市）

～歩行者専用道路の整備～

#### (1) 概要

本路線は、県内でも有数の観光地である鬼怒川温泉地区の東西を結ぶ歩行者専用道路であり、一級河川鬼怒川によって東西に分断された市街地を結び、観光客の回遊性を高めるための重要な路線であることから、平成3年度から平成11年度まで、藤原町（現日光市）が整備を行った。

本路線のうち、一級河川鬼怒川を渡河する鬼怒川温泉ふれあい橋は、周辺回遊路の一部を担う重要な橋梁であり、周辺の景観にマッチし、鬼怒川温泉のシンボリックな存在となるよう、デザインにも配慮して整備を行った。橋梁の高欄、照明、橋面舗装のデザインは、鬼怒川温泉発展の原点となった大正時代（大正ロマネスク）をイメージした懐古的デザインを取り入れ、歩いて楽しめる空間を演出している。橋梁の構造形式については、河川条件や橋脚位置の制約に有利で、鬼怒川の自然に調和し、町のシンボルとなるよう、2径間連続鋼フィーレンデール橋とした。

#### 【鬼怒川温泉ふれあい橋】

橋長 L=98.5m (32.5+66.0)

幅員 W=10.0m

上部 2径間連続鋼フィーレンデール橋

下部 逆T式橋台2基、逆T式橋脚1基



図 9-1-19 鬼怒川温泉ふれあい橋（日光市）



図 9-1-20 整備前の栃木駅周辺踏切

## 第5節 連続立体交差事業等

### 1. 連続立体交差事業

#### (1) 連続立体交差事業について

連続立体交差事業は、市街地において連続して道路と交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することにより、多数の踏切の除却あるいは新設道路の立体交差化を一挙に行い、都市内交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。栃木県では、足利市駅周辺連続立体交差事業（昭和52年から57年）、栃木駅周辺連続立体交差事業（平成5年から平成16年）が実施された。

#### (2) 栃木駅周辺連続立体交差について

##### ①概要

栃木駅周辺地区は、東西に通る JR 両毛線と東武日光線により、市街地が南北に分断されており、踏切による交通遮断時間が長時間にわたることによる交通渋滞の発生や、一体的な市街地の発展が阻害されてきた。

そのため、県及び栃木市では、栃木駅周辺のまちづくりについて、21世紀に向けた市の玄関口にふさわしい活力ある都市基盤の整備を図ることを目的として、新たな高次都市機能の導入、駅の南北の連絡など、栃木駅周辺まちづくり整備計画として、連続立体交差事業、区画整理事業、街並み・まちづくり総合支援事業などを活用してまちづくりを推進した。

事業は、東武日光線の延長約3km（栃木市大平町川連～栃木市神田町）及び JR 両毛線の延長約2.4km（栃木市城内町2丁目～栃木市片柳町3丁目）の高架化を行うもので、総事業費は約340億円、事業期間は東武鉄道が平成5年から平成15年、JR 両毛線は平成8年から平成16年に実施された。

##### ②事業の経緯

栃木駅周辺の土地利用については、栃木市において昭和48年度に「栃木駅周辺地区開発基本計画」を行っており、この計画により初めて具体的に連続立体交差が論じられた。昭和50年度には栃木市に「栃木駅周辺連続立体交差事業研究会」が設置され、栃木駅周辺鉄道高架事業予備調査が行われた。県においても、昭和51年度国庫補助調査が採択され、「栃木駅周辺鉄道高架事業本調査（基本設計）」など事業計画立案に向けた各種調査が開始された。

一方、栃木市では、「高架関連地域開発基本計画」、「栃木駅周辺市街地整備計画」などを作成して、連続立体交差事業と関連する、栃木駅周辺における土地区画整理事業の実施に関する検討が行われた。さらに、昭和57年度には「栃木駅前開発を考える会」、昭和61年度には「推進協議会」、昭和62年度には「駅南地区開発研究会」が設立し、栃木駅周辺区画整理などの駅前地区開発が動き出した。

また、昭和61年度から、学識経験者、国、鉄道事業者、栃木県、栃木市、大平町で構成する「栃木駅周辺連続立体交差事業計画に関する調査委員会」を設

## 第9編 都市施設

立し、基本計画の見直しや連続立体に関する調査、連続立体交差事業都市計画調査、連続立体交差事業化調査など、事業実施に向けた各種調査を行った。

平成3年度には、連続立体交差事業の国庫補助採択に至り、栃木市、大平町、地元組織等で構成する「栃木駅周辺鉄道高架促進期成同盟会」、栃木県、栃木市、大平町、鉄道事業者で構成する「都市計画事業栃木駅周辺連続立体交差事業協議会」が発足し、県も栃木駅鉄道高架建設事務所を設置した。

また、平成3年度に、栃木県と建設省とは「連続立体交差の比較設計協議」を実施、栃木県とJR東日本、東武鉄道とは「栃木駅周辺連続立体交差事業の施行に関する基本合意書」の締結、栃木県と栃木市とは「連続立体交差事業の費用負担に関する覚書」の取り交わしをそれぞれ行った。さらに、同年度、JR両毛線及び東武鉄道の都市計画決定、高架北1号、2号、3号、高架南1号、2号の高架側道について都市計画決定を行った。

東武鉄道日光線については、平成5年に都市計画事業認可を受けて事業に着手し、平成12年に高架部の供用が開始された。JR両毛線については、平成8年に都市計画事業認可を受けて事業に着手し、平成15年に供用が開始された。

### ③施行区分等

栃木駅周辺連続立体交差事業は、栃木県が事業主体であるが、鉄道高架化工事や用地買収・交差道路や側道の整備が中心となること及び栃木市のまちづくりに大きく係わることなどから、栃木県・栃木市・鉄道事業者（東武・JR）の三者が一体となり事業を推進した。また、連続立体交差周辺の区画整理事業等の面整備については、栃木市が事業主体となり事業を推進した。

都市側の施行としては、栃木県及び栃木市が、鉄道高架化と連携して、街の一体的発展を図るため、土地地区画整理事業による駅周辺の面的整備や、街路事業による鉄道との交差道路、側道の整備を行った。

表9-1-1 栃木駅周辺の区画整理事業一覧

事業名	栃木駅前 土地地区画整理事業	栃木駅前第2 土地地区画整理事業	栃木駅南 土地地区画整理事業	栃木駅南第2 土地地区画整理事業
施行期間	H1～H19 (精算期75年迄)	H11～H18	H2～H15 (精算期75年迄)	H13～H16
施行範囲	旧両毛線栃木駅前の北側区域	旧両毛線栃木駅跡地及び東側区域	栃木駅南側区域	栃木駅南西約300mの栃木市と大平町に跨がる区域
施行面積	約7.3ha	約5.6ha	約10.5ha	約4.2ha
施行者	栃木市	栃木市	栃木市	栃木駅南第2土地地区画整理組合
都市計画道路	6路線 幅員12m～20m 延長770m	3路線 幅員12m～20m 延長383m	6路線 幅員6m～20m 延長1,159m	1路線 幅員20m 延長247m
駅前広場	面積3,155m <sup>2</sup> (北口)	面積3,776m <sup>2</sup> (北口)	面積4,000m <sup>2</sup> (南口)	
区画道路	幅員6m～8m 延長987m	幅員4m～12m 延長494長m	幅員4m～9m 延長1,895m	幅員4m～6m 延長1,119m
街区公園	面積2,197m <sup>2</sup>	面積2,164m <sup>2</sup>	面積3,200m <sup>2</sup>	面積1,300m <sup>2</sup>
摘要		調整池 2,500m <sup>2</sup>		水路2～3m 延長283m 調整池 2,006m <sup>2</sup>

表9-1-2 栃木駅周辺の街路事業一覧

路線名	幅員(m)	整備方法	鉄道との交差
3・3・20号栃木大通り	19.0	区画整理・街路	
3・4・201号沼和田川原田線	20.0	区画整理・街路	○
3・4・202号樋ノ口河合線	20.0	区画整理・街路	○
3・4・204号沼和田合戦場線	16.0	区画整理・街路	○
3・4・205号栃木駅南口線	20.0	区画整理	
3・4・203号富士見町線	20.0	区画整理	
3・4・212号栃木駅東通り	16.0	区画整理	○
3・4・213号城内町通り	16.0	区画整理・街路	○

表9-1-3 栃木駅周辺の側道事業一覧

路線名	幅員(m)	延長(m)
7・7・202号高架南1号線 市道A277号線	6.0	320.0
7・7・203号高架南2号線 市道A288号線	6.0	115.0
7・7・201号高架北1号線 市道A226号線	6.0	590.0
7・6・201号高架北2号線 市道A316号線	9.0	440.0
7・6・202号高架北3号線 市道A304号線	9.0	1,140.0

鉄道側の施行としては、東武鉄道及びJRが自社の設備を各々施工した。東武鉄道の工事延長は新大平下駅から新栃木駅間2,998m区間であり、平面線形としては高架前とほぼ同じ位置で高架化した。JRの工事延長は、思川から大平下駅間の2,448mであり、平面線形としては高架前とは別線で東武高架部に平行して高架化した。駅舎は南側に東武鉄道、北側にJR東日本と併設し、駅設備は東武・JRとラチ分離とした。駅舎の高崎方面に連絡通路を設置し、ホームにはエレベーターを設置、また多機能トイレを設け、様々な利用者の利便性向上に努めた。

### ④整備効果

連続立体交差事業により得られる効果は以下のとおりである。

まず、道路への効果として、踏切遮断時間がなくなることにより、自動車や自転車、歩行者の移動時間短縮、走行経費、交通事故の減少等があげられる。次に、鉄道への効果として、踏切事故による列車遅延の解消、安全確保による運行性の向上などがある。



さらに、地域への効果として、鉄道のロングレール化による騒音振動の減少、交通円滑化による排出ガスの減少、駅アクセス性の向上、街並み景観の向上、側道整備による沿線地域の利便性向上などがあげられる。

また、アンケート調査により確認された効果として、栃木駅利用の利便性として、「駅改札口からホームへの移動」、「駅反対側出口への移動」に対して、相当数の人が良くなったと感じている。連続立体交差事業の効果として、「踏切待ち時間の解消」、「踏切事故の解消」、「鉄道を挟んだ南北の行き来がしやすくなったこと」などに効果があると感じている。さらに、「駅舎、街並みが新しくなり、きれいになったこと」、「特急が全列車停車するようになったこと」、「栃木駅周辺の交通渋滞が軽減されたこと」、「側道ができたこと」などに効果があったと感じている。これらのことから、栃木駅周辺連続立体交差事業が社会的に十分意義のある事業であったことが確認された。



図9-1-21 栃木駅周辺連続立体交差 全景(栃木市)



図9-1-22 栃木駅周辺連続立体交差 栃木駅(栃木市)

## 2. 限度額立体交差（鉄道の高架化・地下化）

### (1) 限度額立体交差事業について

限度額立体交差は、道路の単独立体交差が必要な箇所において、道路を立体化する代わりに鉄道を立体化する事業で、道路立体に必要な事業費と、鉄道立体に必要な事業費を比較し、事業費の小さい方を補助対象限度額とするものである。

### (2) 限度額立体交差の事例

#### ① 3・3・105号産業通り（西原立体）

本路線は、宇都宮市の外環状線と内環状線のほぼ中間に位置し、環状機能を補完する道路であり、宇都宮市の経済・産業の発展に欠かすことのできない重要な幹線道路である。事業区間は、国道4号と主要地方道宇都宮結城線を結ぶ区間であり、この整備により JR 宇都宮線及び一級河川田川によって分断された東西交通の連結強化を図られるとともに、慢性的に発生していた川田入口交差点の交通渋滞が解消され、宇都宮市街地の形成に大きく寄与している。

JR 宇都宮線との立体交差区間は、JR 線と平行する国道4号もあわせて立体交差（アンダーパス）するものであるが、JR 線と国道4号が近接しているため、既存の JR 宇都宮線の高さのままでは、産業通り本線から国道4号への接続ができないことから、限度額立体交差事業を活用して、一里踏切から国道4号跨線橋までの延長約1.1km区間で、最大約3mの JR 宇都宮線嵩上げ工事を行った。

#### 【事業概要（西原立体）】

施行者	宇都宮市
事業延長	道路延長 L=683m JR 嵩上げ延長 L=1,130m
道路幅員	W=25～46m
車道	3.25m×4車線
歩道	3.0m×2（両側）
側道	5.0m×2（両側）
事業年度	平成3年度～平成19年度
総事業費	約152億円



図9-1-23 産業通り（宇都宮市：西原立体）全景



図9-1-24 産業通り（宇都宮市：西原立体）

### 3. 単独立体交差事業

#### (1) 単独立体交差事業について

都市計画道路と鉄道が交差する部分において、鉄道の地下または上空を単独で立体交差することにより、既存の踏切道を除却するなどして、安全で円滑な交通の確保を図るものである。

#### (2) 単独立体交差の事例

##### ① 3・4・2号黒袴迫間線（若松アンダー）

本路線は、佐野市黒袴町から足利市迫間町に至る延長約1.1kmの都市計画道路であり、佐野市と足利市を結ぶ重要な路線である。

本事業は、朱雀町交差点から内堀米西交差点までの延長537mの未整備区間について、東武佐野線をアンダーパスする道路を新設するものである。本事業区間の周辺では、慢性的な渋滞が発生していたほか、平行する佐野市道64号線では、通過交通の流入によって、歩行者が危険にさらされているなどの

問題が多く発生していた。若松アンダーの整備により、円滑な東西交通が確保され、周辺で発生していた渋滞が大幅に緩和され、歩行者自転車の安全が確保された。

#### 【事業概要】

施行者	栃木県
事業延長	L=537m
道路幅員	W=16.0～26.0m
車道	3.0m×2車線
歩道	3.5m×2（両側）
側道	5.0m×2（両側）
事業年度	平成14年度～平成21年度
総事業費	約27億円



図9-1-25 黒袴迫間線（佐野市：若松アンダー）

##### ② 3・4・105号間々田北通り（間々田アンダー）

本路線は、小山市間々田地区における通勤・通学・経済活動などに利用される、地域の東西交通を担う重要な道路である。

間々田地区は、JR宇都宮線沿いの土地区画整理事業など宅地開発により市街化が進み、交通需要も増加傾向にあったが、現道は狭隘で歩道もなく、踏切で渋滞が発生していた。

このため、JR宇都宮線の立体化を含む本路線の整備により、安全で円滑な東西交通が確保されるとともに、歩行者自転車の安全が確保され、良好な市街地形成に寄与した。

#### 【事業概要】

施行者	栃木県
-----	-----



事業延長 L=1,420m  
 道路幅員 W=16.0~24.0m  
     車道 3.0m×2車線  
     歩道 3.0m×2 (両側)  
     側道 5.0m×2 (両側)  
 事業年度 平成6年度～平成22年度  
 総事業費 約48億円



図9-1-26 間々田北通り (小山市：間々田アンダー)

③ 3・4・111号泉ヶ丘線 (御幸町アンダー)

本路線は、宇都宮市北東部において宮環の内側に位置し、環状機能を有する重要な幹線道路である。周辺は、住宅開発等により交通量が増加しているにもかかわらず、JR宇都宮線によって市街地が東西に分断されていたため、十分な環状機能が果たせず、地域住民の生活に支障をきたしていた。

このため、本路線を整備し、JR宇都宮線との立体交差化することにより、環状機能が強化され、市街地内の円滑な交通を確保するとともに、沿道地域における交通安全の確保が図られた。

【事業概要】

施行者 宇都宮市  
 事業延長 L=1,049m  
 道路幅員 W=16.0~26.0m  
     車道 3.0m×2車線  
     歩道 3.0m×2 (両側)  
     側道 5.0m×2 (両側)  
 事業年度 平成6年度～平成22年度

総事業費 約86億円



図9-1-27 泉ヶ丘線 (宇都宮市：御幸町アンダー)

④ 3・4・9号木幡通り (木幡アンダー)

本路線は、矢板市街地の骨格を形成する重要な幹線道路である。路線沿線はJR宇都宮線によって矢板市街地南部の東西市街地が分断されていることから、通勤通学時には周辺踏切などが渋滞し、円滑な通行の妨げとなっていた。

このため、本路線を整備し、JR宇都宮線との立体交差化することにより、矢板市南部市街地内の円滑な交通を確保するとともに、JR線に分断された東西市街地の交流を促進し、良好な市街地を図った。

なお、木幡通り840mのうち、383mは木幡土地区画整理事業により、JR宇都宮線の立体交差区間を含む457mは街路事業により整備を行った。

【事業概要 (木幡アンダー)】

施行者 矢板市  
 事業延長 L=457m  
 道路幅員 W=18.0~31m  
     車道 3.0m×2車線  
     歩道 4.0m×2 (両側)  
     側道 6.0m×2 (両側)  
 事業年度 平成13年度～平成22年度  
 総事業費 約30億円





図 9-1-28 木幡通り（矢板市：木幡アンダー）

## 第6節 沿道市街地との一体的整備の推進

街路整備は、都市の再構築を進める上で、沿道の市街地整備と一体となって整備することが有効かつ効率的である。沿道市街地との一体的整備手法として、沿道区画整理型街路事業や沿道整備街路事業などがある。

### 1. 沿道区画整理型街路事業

街路事業は、良好な市街地の形成に大きな役割を担っているが、用地買収方式により整備する場合には、以下のいくつかの問題が生じる場合がある。

①買収後の残地が狭小なため、権利者が移転を余儀なくされ、生活再建の面で問題が生じるとともに、商店街等の沿道市街地の機能が改変を受け、その機能の回復に長期間を要する。

②街路整備後の沿道に狭小・不整形な宅地が残り、未利用空地の発生、ペンシルビルの建設等、幹線街路の沿道にふさわしい健全な土地利用の形成が困難となる。

③新市街地において、街路整備に伴い区画道路などの基盤施設が未整備のまま無秩序な市街化が進行する。

このような問題に対処するためには、街路と沿道の带状市街地において、公共施設管理者負担金制度を活用した土地区画整理事業を実施することがきわめて有効であり、この事業を「沿道区画整理型街路事業」と呼んでいる。この事業により期待される効果と

しては以下のとおりである。

①沿道権利者は街路整備後の沿道に残留し前の生活・営業等が可能となる。

②商店街等の沿道市街地の機能の保全、活性化が図られる。

③沿道だけでなく、事業施行区域内の宅地が整形化される。

④幹線街路に面しない住民等も受益に応じて減歩の形で負担すること等により、街路周辺住民等の負担及び受益の公平が図られる。

この事業を活用した事例としては、都市計画道路 3・5・3号益子南通り（益子町城内坂地区）があげられる。



図 9-1-29 沿道区画整理型街路事業を活用した事例（益子南通り：益子町）

### 2. 沿道整備街路事業

本事業は、地権者の現地残留希望や代替地希望に柔軟に対応して、幹線道路と沿道地域の整備とを一体的整備を推進するため、敷地レベルの土地区画整理事業を活用した都市計画街路事業を推進するものである。

「沿道整備街路事業」は、直買方式による街路事業が困難な路線において、道路沿道区域の土地の先行取得と、地権者の意向に基づく換地により、代替地の斡旋を行う同意施行者に対して、街路事業者が公共施設管理者負担金制度を活用して事業費を負担するものである。同意施行者は、敷地レベルの土地区画整理事業を活用して、都市計画道路区域内の代替地希望者の土地を先行取得地に玉突き換地して都市

計画道路用地を確保するものである。



図 9-1-30 沿道整備街路事業の概念図

この事業を活用した事例としては、3・4・109号雀宮駅前線（宇都宮市雀宮駅西口）、3・4・2号西那須野線（金燈籠交差点）等があげられる。



図 9-1-31 沿道整備街路事業を活用した事例（雀宮駅前線：宇都宮市）

## 第7節 電線共同溝等無電柱化の推進

### 1. 概要

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の向上、円滑な道路交通の確保などのため、道路における無電柱化がこれまでも進められてきた。

無電柱化は、主に歩道の地下空間を収容空間とし、電線共同溝などにより実施している。しかし、整備箇所によっては電線共同溝を整備するには十分な歩道幅員が確保できない、または歩道が設置されていない等の理由により、地中化による無電柱化が困難な場合もある。

そうした箇所における無電柱化にも柔軟に対応す

るため、裏配線や軒下配線など、地中化以外の無電柱化も整備手法として位置付けられている。

### 2. 無電柱化の手法

#### (1) 地中化

歩道下等の地下空間に電気や通信等の複数のケーブルを共同で収容し、地上から電柱、電線を撤去する手法である。

地中化の手法は、整備を行う主体により、道路管理者が実施する電線共同溝方式と、それ以外の方式（自治体管路方式・単独地中化方式・要請者負担方式）に大別される。

#### (2) 地中化以外

地中化以外の方式としては、裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する裏配線や、無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する軒下配線などの手法がある。

### 3. 電線類地中化の事例

#### (1) 3・4・202号古峯原宮通り（鹿沼市下田町）

電線共同溝方式

鹿沼市中心市街地を東西に貫く古峯原宮通りにおいて無電柱化と歩道的美装化を実施した。

L=616m W=20m C=約 40 億円



図 9-1-32 古峯原宮通り（鹿沼市）

#### (2) 藤原西那須野線（那須塩原市永田町）

電線共同溝方式

西那須野駅周辺のまちづくりと一体的に無電柱

## 第9編 都市施設

化と歩道の美装化を実施した。

L=627m W=15m C=約 16 億円



図 9-1-33 藤原西那須野線（那須塩原市）

### (3) 宇都宮街道（那須烏山市中央一丁目）

自治体管路方式

那須烏山市街地内の玄関口である宇都宮街道において無電柱化と歩道の美装化を実施した。

L=493m W=18m C=約 19 億円



図 9-1-34 宇都宮街道（那須烏山市）



## 第2章 公園緑地

### 第1節 概要

公園緑地は「緑とオープンスペース」とも称され、都市の骨格の形成、都市の防災力の向上、良好な都市景観の創出、個性的で魅力ある地域の形成、レクリエーションやコミュニティ活動の場の提供、避難や救護活動の場の提供など多様な役割を果たし、さらには地球温暖化の防止や生物多様性の確保対策などの地球環境問題にも貢献する、安全で豊かな市民生活を実現する上で欠かすことのできない社会資本であり、都市公園はその代表的施設に位置づけられている。

一般に、公園と呼ばれるものは、「営造物公園」と「地域性公園」に大別される。「営造物公園」は、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出して一般に公開する公園であり、都市公園法に基づく都市公園はこれに含まれる。一方、「地域性公園」は、国又は地方公共団体が土地の権原に関係なく、一定の区域を公園として指定し、土地利用の制限や一定の行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする公園であり、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園が該当する。

都市公園は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の規定により、国又は地方公共団体が設置する公園又は緑地として定義されており、都市公園を管理することとなる者(国、地方公共団体)が供用を開始するにあたり、当該都市公園の区域、名称、位置、供用開始の期日を公告することにより設置されるものである。

なお、都市公園は、住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものであり、その機能や目的、利用対象等によって、一般的には、表9-2-1の通り区分されている。

表9-2-1 都市公園の種類

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区(幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方の居住単位)当たり1箇所として、誘致距離500mの範囲内で面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、おおむね300ha以上の面積を標準として配置する。また、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合においてはその規模を0.05ha以上とする。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	

## 第9編 都市施設

### 第2節 公園緑地事業の沿革

#### 1. 都市公園の整備、管理制度の変遷

都市公園に関する法制を沿革的にみると、事業法としては、古くは明治6年（1873年）の「太政官布達第16号」があり、その後、明治21年（1888年）の「東京市区改正条例」、大正8年（1919年）の「旧都市計画法」等の一連の都市計画法令が制定され、これらの法令により、都市公園の整備は推進されてきた。しかしながら、このように整備された都市公園も、その管理については統一した法規がなく、都市公園の管理者である地方公共団体の条例等にまかされていたため、公園とは全く無関係な施設が設置されてしまうなど、その管理に統一性を欠き、有効、適切な維持管理がなされていたとは言い難い状態にあった。

このような公園管理の状況に関し、公園施設の規格化、公園管理の適正化を図るため、昭和31年（1956年）4月に都市公園の設置及び管理に関して必要な事項を定めた「都市公園法」が制定され、同年10月15日から施行された。

「都市公園法」の制定により、都市公園の整備がようやく軌道に乗ることとなったが、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期においては、経済成長を支える産業基盤施設の整備が重視され、公園緑地等の生活関連社会資本の整備は後回しにされたため、都市公園の整備は進まず、昭和46年度末における1人当たり公園面積は2.8㎡と、欧米諸国の都市と比較すると10分の1から20分の1と著しく低い水準にとどまっていた。

一方、高度経済成長とそれに伴う急激な都市化の進展は、都市が従来もっていた緑とオープンスペースを急激に喪失させる結果を招き、また、所得水準が欧米諸国に近づき、さらにそれを上回る水準に達するにつれて、生活環境や都市環境整備の立ち遅れが次第に強く国民に意識されるようになり、生活環境の改善に資する公共事業の推進が喫緊の課題となった。

このような社会情勢から、都市環境の形成にとつ

ての根幹的施設である都市公園の重要性に対する認識が急速に高まることとなり、この結果、昭和47年6月15日に「都市公園等整備緊急措置法」が制定（同日施行）され「都市公園等整備五箇年計画」が策定されることとなった。「都市公園等整備五箇年計画」は、その後、第6次まで継続（第6次は七箇年計画）され、その間の約30年間において、都市公園の緊急的、計画的な整備が推進された。その成果として、計画の始期と終期にあたる昭和46年度末と平成14年度末における都市公園の整備状況を比較すると、都市公園の箇所数で約7倍、面積で約4.3倍となっており、著しく立ち遅れていた都市公園の整備状況の改善に大きく寄与することとなった。

しかしながら、このような社会資本整備に係る長期計画は、事業分野別の予算配分の硬直化、公共事業の非効率化の原因となっている等の指摘がなされるようになり、平成15年（2003年）3月に「社会資本整備重点計画法」が制定され、それまでの事業分野別の計画を一本化し、事業の重点的、効果的、効率的な実施に軸足を置いた長期計画へと移行することとなった。これに伴い「都市公園等整備五箇年計画」制度は平成14年度をもって終了し、「都市公園等整備緊急措置法」は廃止された。

「社会資本整備重点計画法」により、公園緑地分野については、都市公園の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業が社会資本整備事業として位置づけられ、これにより、平成15年（2003年）10月に策定された「社会資本整備重点計画」においては、「都市公園等整備五箇年計画」で対象としていた都市公園整備事業に加えて、緑地の保全や緑化の推進事業を取り込み、総合的、一体的に取り組むこととなった。現在、「社会資本整備重点計画」は、平成27年度から平成32年度までを計画期間とした第4次計画に至っている。

なお、「都市公園法」については、昭和31年の制定以降、主要な改正としては3回行われている。昭和51年（1976年）改正では、国営公園制度及び兼用工作物制度の創設、平成16年（2004年）改正では、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」との関係

の確立や公園管理者以外の者による公園施設の設置管理の許可要件の拡充、及び立体都市公園制度の創設、そして、平成23年（2011年）改正では、技術的基準等の地方公共団体の条例への委任を主とする改正が行われている。

## 2. 緑地の保全及び緑化の推進制度の変遷

都市における緑地の急激な減少は、昭和30年代においては、主に東京、大阪等の大都市地域にみられたものであるが、昭和40年代に入って全国的に波及し、都市における緑地保全の必要性が高まってきたため、昭和48年（1973年）9月に「都市緑地保全法」が制定され、昭和49年2月1日から施行された。

また、緑の著しい減少に伴う都市の生活環境の悪化に伴い、市街地における緑の創出と保全は極めて重要な課題と認識されるようになり、建設省（現国土交通省）は、昭和51年（1976年）6月に「都市緑化対策推進要綱」を定め、この要綱に基づき都市緑化の推進が図られることとなった。

その後、平成5年（1993年）11月の「環境基本法」の制定を契機として、平成6年（1994年）1月に建設省（現国土交通省）が策定した「環境政策大綱」や、同年6月の「都市緑地保全法」の改正による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（通称：緑の基本計画）」制度の創設等を受けて、建設省（現国土交通省）は、同年7月に「緑の政策大綱（緑サンサン・グリーンプラン）」を策定した。「緑の政策大綱」は、それまでの緑化推進の取組内容を全面的に見直し、緑の保全、創出、活用にかかる建設省所管施策の基本方向の目標を明確にするとともに、「緑の基本計画」制度を活用する地方公共団体に対する国としての支援の基本的方針を示したものであり、その後の公園緑地施策の総合的な展開に大きな指針を与えるものとなった。

平成16年（2004年）の「都市緑地保全法」改正においては、「緑の基本計画」が都市公園の整備を含めた総合的なマスタープランとして位置づけられるとともに、緑化に関する施策の充実が図られた。また、都市の緑地の保全と緑化の推進を総合的に取り扱う

法律であることを明確化するため、法律の名称が「都市緑地法」へ改められている。

今日において、緑地の保全及び緑化の推進は、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、生物多様性保全対策といった地球環境問題等への対応策としても重要視されている。

## 3. 新たなステージに向けた公園緑地行政のあり方

国土交通省では、人口減少、少子高齢化、環境問題、社会資本の老朽化、財政問題等、都市が直面している様々な課題の解決に向けて都市公園がいかに関与すべきかとの問題意識のもと、平成26年11月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、9回にわたる検討会での議論を踏まえ、平成28年5月に最終とりまとめを行った。

これによると、「経済成長、人口増加等を背景として、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ」から、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行すべきとしており、そのために重視すべき観点として、「ストック効果をより高めること」、「民との連携を加速すること」、「都市公園を一層柔軟に使いこなすこと」の3点を挙げている。そして、新たなステージに向けた重点戦略として、「緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進」、「より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化」、そしてこれらの戦略を推進する仕組みとして、「民との効果的な連携のための仕組みの充実」を掲げている。

今後、本とりまとめに基づく具体的な取組が、国、地方公共団体、市民、民間事業者等の各主体において、それぞれの役割に応じて実施されることで、緑とオープンスペースが、都市のため、地域のため、市民のための資産となり、より一層暮らしやすく、活力ある都市、心の豊かさを実感できる都市が実現することを期待している。



## 第9編 都市施設

### 第3節 栃木県の公園事業

本県において、都市計画公園として位置づけられた公園としては、昭和16年(1941年)の足利市総合運動場が初めてであり、翌年には、宇都宮市城南公園が都市計画決定され、それぞれ整備が進められた。

戦後となり、戦後の混乱した社会の中で、民主的、文化国家を再建するために、明朗で健康な県民を育成することが必要とされ、これには体育スポーツのもつ役割が極めて重要であるとして、都市計画法に基づき、県営の栃木県総合運動場をはじめとして、市町村事業としては大田原市美原運動公園(大田原市運動公園)、栃木市栃木磯山運動公園等が都市計画決定され整備が進められた。加えて、昭和20年代には市町村事業として、宇都宮市八幡山公園(総合公園)、鹿沼市千手山公園(地区公園)、旧黒磯市(現那須塩原市)黒磯公園(地区公園)、栃木市第2公園(近隣公園)等が整備(再整備を含む)され開園された。

その後、昭和31年(1956年)4月の都市公園法の制定を経て、昭和30年代後半から土地区画整理事業が精力的に推進されるようになった。土地区画整理事業を行う場合にはその施行面積の3%以上を公園として確保することとされるため、本県においても児童公園や近隣公園の設置が飛躍的に進んだ。さらに、昭和30年代から40年代、市町村の総合公園として、鹿沼市富士山公園、日光市日光所野公園、旧西那須野町(現那須塩原市)烏ヶ森公園、旧今市市(現日光市)丸山公園等が整備された。

しかしながら、昭和45年度末における、本県の都市計画区域内の都市公園は166箇所、公園面積271haであり、住民1人当たり約2.3㎡と全国平均2.7㎡の水準に及ばない状況であった。

昭和44年(1969年)9月、栃木県県勢長期計画が策定され、その中で宇都宮市広域都市開発区域レクリエーション公園が位置づけられ、昭和45年10月から県営の広域公園事業として「井頭県民レクリエーション公園」の整備に着手した。また、昭和47年には、都市公園等整備5箇年計画が定められると

もに、国庫補助率が施設1/2となり、これまでの条例等を全部廃止し、昭和49年3月、新たに都市公園法の趣旨に沿った「栃木県都市公園条例」及び「栃木県都市公園条例規則」が制定され、公園事業は大幅な伸びをみせた。

さらに、昭和55年度の第35回国民体育大会(栃木の葉国体)の開催県に決定したことに伴い、メイン会場となる栃木県総合運動公園の本格的な整備が進んだ。一方、小山市、鹿沼市、佐野市、栃木市、矢板市等、県内の市町村においても、関連する競技施設等の整備と併せて、運動公園の整備が進んだ。この結果、昭和50年度末における本県の都市公園は309箇所、公園面積520ha、住民1人当たり約3.3㎡と全国平均3.4㎡に近づいた。

昭和51年(1976年)には、第2次都市公園等整備五箇年計画のスタート、また、昭和54年には、栃木県新長期総合計画が策定され、これらに基づき、昭和52年度から、天皇陛下在位50年記念事業として総合公園「栃木県中央公園」の整備、さらには昭和55年から運動公園「鬼怒グリーンパーク」の整備に着手した。

次いで、昭和55年3月に「栃木県大規模公園整備基本計画」が策定され、2000年までに1人当たりの公園面積を20㎡確保することを目標として、那須、日光、両毛の各地方生活圏毎に1箇所の大規模公園(広域公園)を設置することとされた。この整備計画に基づき、昭和58年度から「那須野が原公園」の整備、昭和63年度から「みかも山公園」の整備、さらに、平成3年度から「日光だいや川公園」の整備に着手した。

こうした精力的な整備の結果、昭和55年度末における本県の都市公園は464箇所、公園面積734ha、住民1人当たり約4.4㎡と全国平均4.1㎡を追い越し、さらに、昭和60年度末には717箇所、975ha、住民1人当たり5.6㎡と全国平均4.9㎡を上回った。

その後、昭和61年及び平成3年策定の「とちぎ新時代創造計画」の1期、2期計画や第5次都市公園等整備五箇年計画(平成3年～7年)等に基づき、平成7年度末の県民1人当たり公園面積8.5㎡を目

標として整備を進めた結果、「みかも山公園」の一部開園等により、平成7年度末には9.1㎡と目標を達成した。

また、平成5年（1993年）に、本県の公園の長期的指針として、「特色ある公園構想」を策定し、これに基づき、平成7年から、平成12年度の全国都市緑化フェアの会場となる「とちぎわんぱく公園」の整備に着手、さらに、平成9年には「日光田母沢御用邸記念公園」の整備に着手した。

平成8年度からは「とちぎ新時代創造計画3期計画」及び「第6次都市公園等整備5箇年計画（平成8年～14年）」に基づき、平成12年度末の県民1人当たり公園面積10.5㎡を目標として整備を進めた結果、平成12年度末には11.1㎡と目標を達成した。

平成13年度からは「栃木県総合計画（とちぎ21世紀プラン）（平成13年度～17年度）」において、主な取組内容として「特色ある公園や親しみのある水辺の整備」を掲げ、平成11年度に「日光だいや川公園」が一部開園、平成12年度に「日光田母沢御用邸記念公園」及び「とちぎわんぱく公園」が開園し、平成16年度には「日光だいや川公園」が追加開園した。

平成18年度からは「栃木県総合計画（とちぎ元気プラン）（平成18年度～22年度）」において、県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間を創出することを目標に掲げ、都市公園の利用者数を平成16年度の384万人から平成22年度に420万人とすることが成果指標に位置づけられた。本計画期間中の主な実施内容としては、「県民ニーズにあった公園施設の魅力アップ」として、平成18年に「鬼怒グリーンパーク」においてパークゴルフ場を新設し、また、平成21年にみぶハイウェーパーク（壬生町）の供用にあわせて、とちぎわんぱく公園に南口ゲートを新設する等の整備を行った。

また、「地域の特色を活かした魅力あるイベントの開催」として、季節の花々に関するイベントや地域特有の自然や文化についての各種講座等を開催し、さらに、平成17年まで宇都宮市ロマンチック村で開催されていた「ベリテンライブ」が平成18年から「井

頭公園」で開催することとなったこと等により、平成22年度の都市公園利用者数は430万人となり、成果指標を上回った。

その後、平成23年度を初年度とする「栃木県重点戦略（新とちぎ元気プラン）（平成23年度～27年度）」においては、具体的な目標等は掲げられなかったが、「県土整備プラン（平成23年度～27年度）」において、地元や各公園間の連携によるイベントの実施や公園施設長寿命化計画に基づく施設の長寿命化の実現を目標とし、都市公園の利用者数を平成27年度に500万人とすること等の成果指標が掲げられた。これに基づき、イベントとしては、平成25年度に「那須野が原公園」において、続いて、平成26年度に「井頭公園」において、「グルメ祭り」が実施された。

一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災により、「井頭公園一万人プール」が被災し、平成23年度は全面的に休止を余儀なくされ、平成23年度の公園利用者数も408万人まで減少することとなった。

その後、平成25年7月に「井頭公園一万人プール」が全面リニューアルオープンし、併せて復興イベントの実施等により、平成25年度には公園利用者数が過去最高となる460万人まで増加した。

なお、直近の平成27年度の公園利用者数は、平成27年9月に発生した関東東北豪雨により、鬼怒グリーンパークが冠水し被災を受けた等の影響から、450万人の利用者数であった。

また、公園施設の長寿命化計画については、平成22年度～23年度にかけて、県営9都市公園の計画を策定し、これに基づき、計画的な公園施設の維持管理と更新を実施している。

平成28年度以降については、「県土づくりプラン2016（平成28年度～32年度）」で掲げた重点施策である「快適で魅力ある「公園づくり」の推進」に向けて、時代の変化や多様なニーズに対応するため施設の再整備や機能転換の推進、また、公園の更なる魅力を引き出すため民間活力等を活用したイベントの開催など多目的利用を促進し、成果指標である平成32年度の公園利用者数500万人に向けて、取り組んでいくこととしている。

## 第9編 都市施設

### 第4節 県の都市公園

#### 1. 栃木県総合運動公園（宇都宮市）

##### (1) 概要

本公園は、宇都宮市の中心部から南へ約9kmの宇都宮市西川田町に位置している。昭和23年（1948年）に、明るく健康な県民を育成するための施設の一つとして整備に着手し、昭和27年末に32haの規模でオープンした。その後、昭和55年の「栃の葉国体」の主会場として44haに拡張するとともに施設の再整備を行った。さらに、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地や平成34年の国体会場としての活用を控え**総合スポーツゾーン**※としてリニューアル整備中である。（※第5節参照）

##### (2) 建設の経緯

総合運動公園の事業計画は古く、昭和13年（1938年）までさかのぼる。当時、護国神社が建設されており、その外苑に「総合練成場」とし、計画を進めたのが始まりである。翌昭和14年にも紀元2000年記念事業として、建設の機運が高まったが、いずれも見送りとなった。その後、昭和18年に総合県民練成場の建設促進が県行政の重要施策として具体化し、同年4月に、「栃木県総合県民練成場設置委員会」が設置され、審議されることとなった。

当時、戦時下にあつて、一般物資が不足していたため、第1次計画としては、特別に資材を必要としない運動広場並びに既存施設の早期整備を進めることとなった。しかし、戦局はますます悪化の一途をたどったため、健民、健兵を目的とした国防競技だけがクローズアップされた。また、物資不足とともに食料難も深刻となり、政府はあらゆる空地を利用した食料増産を打ち出してきた。この国策のため、練成場の整備は完成することなく一時中断し、食料増産の耕地として転換されることとなり、このまま終戦を迎えることとなった。

戦後、戦災復興にあたり、スポーツ・レクリエーション活動の高まりの中、昭和22年4月、初めての民選知事である小平重吉は、総合運動場建設計画を

県の重要施策として取り上げた。

総合運動場の建設予定地は、当初宇都宮市の護国神社隣接の民地を予定して実地踏査測量まで進んでいたが、地元農民の反対により、適地を他に求めることとなった。候補地としては、現西川田町総合運動公園敷地、旧平石村各和工場跡地、宇都宮市八幡山北西山麓等があげられたが、昭和22年10月、西川田を好適地として決定した。

用地買収は昭和22年2月に開始され、昭和22年度に296,761㎡、23年度に25,623㎡の計322,384㎡（現在面積の約65%）の広大な土地を建設敷地として買収し、所有権移転の登記を行った。

##### (3) 総合運動場の建設

昭和23年（1948年）10月、買収が概ね完了し、県営総合運動場建設事務所が設置され、建設工事に着手した。昭和23年度の建設費は、県費5,209千円、労働省補助7,049千円、建設省補助94千円、文部省補助540千円、宝くじ7,500千円、寄附金20,000千円の合計40,392千円であり、当初計画より増えていた。その中でも寄附金が5割近くも占めていることは、住民の運動場に対する期待の大きさを表していたとも言える。

昭和23年12月25日、現地において起工式が挙行され、工事は当初計画に基づき、緊急失業対策事業及び公共空地整備事業として進められた。

特に、総合運動場建設にとって、切っても切れないのは「失業対策事業」であった。昭和20年代、敗戦による経済断層がもたらした失業などで、経済は混乱と無秩序の状態にあり、大きな社会問題となっていた。

昭和23年度、国庫補助都市失業応急対策事業の導入が認められ、失業対策事業3カ年継続事業として、建設計画に基づき、陸上競技場は昭和23年10月1日、野球場は12月1日、それぞれ建設に着手した。

昭和24年、緊急失業対策法制定に伴って、都市失業応急対策事業は、新たな構想をもって、失業対策事業として発足することとなった。

県では引き続き緊急失業対策事業並びに公共空地



整備事業として工事を進め、昭和24年7月、陸上競技場及び野球場が相次いで完成した。

困難を伴いながらも建設事業は着実に進められ、昭和25年3月に庭球場及び旧軟式野球場A、B、水泳場、排球場が完成した。また、これに伴う土塁、道路、園路、広場等も逐次築造するとともに用地の追加買収も行った。

昭和26年7月に児童プールが完成、さらに年をおって体育館、児童遊園地、相撲場、サッカー・ラグビー場、射撃場、子供運動場、弓道場が完成、昭和33年3月、有料施設及び関連施設の建設事業の完成に至った。

なお、昭和24年7月に陸上競技場、野球場が完成したことを受け、同年7月には第2回全国勤労陸上競技大会が開催され、その後も全国的な大会が相次いで開催されるなど、本格的な競技施設として利用された。これは、部分請負工事や諸材料購入において利害を超えた協力があり、また、各方面から樹木の寄贈があるなどして、当時としては、日本有数の運動施設として整備されたことによる。

その後、昭和54年、55年の再整備により新装されたが、当時の失業対策事業による工事は、大谷石を利用した石段や、サッカー場の南側に園路として利用されているコンクリート舗装にうかがい知ることが出来る。

また、昭和24年7月、供用開始と併せて管理事務所が設置され、それに伴い「栃木県総合運動場設置、管理及び使用料条例」及び「栃木県総合運動場設置、管理及び使用料条例施行規則」が定められ、本格的な管理体制に入った。さらに、昭和31年4月都市公園法が公布され、これに基づき、昭和32年6月に上記条例等の全面改正が行われ、また昭和35年9月6日には総合運動場としての都市計画決定が行われた。

#### (4) 栃の葉国体関連施設の整備

これらの施設も、その後長い年月を経たため老朽化が進み、また国民体育大会の誘致運動もあって、時代に即応した既存施設の見直しが行われることとなった。

昭和44年(1969年)には、老朽化した施設の見直しが行われ、さらには国体誘致も関係して、「宇都宮総合運動公園基本計画」に基づき、昭和45年度を初年度とする整備計画が立てられた。その際に、従来の運動場ではなく、種別を運動公園とし、また、名称も「宇都宮総合運動公園」とすることで、補助競技場、軟式野球場、水性植物園等を新たに追加し、昭和44年4月9日に計画変更を行い、同時に事業認可を取得した。

その後、東西園路(ポプラ並木のある園路)や「憩いの森」区域の用地取得等の変更が行われ、昭和56年11月には、国体施設としての整備が完了したことを機会として、名称を「栃木県総合運動公園」と変更した。

総合運動公園の整備計画に基づき整備事業は、昭和45年度に軟式野球場、昭和47、50年度に水泳場、昭和48、49年度に硬式野球場と逐次工事を進めてきたが、昭和51年12月からいよいよ主会場となる陸上競技場メインスタンド等の取り壊し工事が始まった。

昭和54年(1979年)3月には、陸上競技場本体工事及び水泳場、昭和55年3月には運動公園の管理施設、さらには園路、広場施設、同年7月には修景施設等の工事が完成した。陸上競技場の費用約11億5,500万円、水泳場の費用約4億9,400万円、管理施設が約4億4,000万円、園路、広場施設が約5億3,000万円、修景施設が約6億8,300万円であり、10年の歳月をかけた運動公園の総事業費は約49億4,800万円であった。

## 2. 井頭公園(真岡市)

### (1) 概要

本公園は、宇都宮市の市街地から東南へ約17kmの真岡市下籠谷、上籠谷に位置し、南北約1,700m、東西約500m、面積約93.3haの広域公園である。

周辺の雑木林や田畑と公園の豊かな緑と水は、良好な自然環境をつくり、昆虫や野鳥の生息地として貴重な区域となっている。

施設は、自然と人工の調和を図りつつ、豊かな水

## 第9編 都市施設

を生かした一万人プール、ボート池、釣り池などの水利用施設の他、野球場、テニスコート、運動広場、フィールドアスレチック、貸し自転車等の運動施設をはじめ、緑の相談所、都市緑化植物園（花ちょう遊館、花木見本園、庭木見本園、ツツジ、シャクナゲ園等）及び自然植物園（常緑広葉樹区、ミズナラブナ区、雌雄異種樹林園等）が設置されている。昭和55年（1980年）4月の開園以来、四季を通じて、子供からお年寄りまで気楽に利用出来る公園として、多くの人々に利用されている。

### (2) 公園整備の沿革

本公園は昭和44年（1969年）9月3日に、横川信夫知事が「栃木県勢発展長期計画」の宇都宮広域都市開発の一環として、真岡地区に県民レクリエーション公園として整備することを表明したことから具体化した。知事の表明をうけ、同年9月11日に「県民レクリエーション公園協議会」が発足し、同年11月には、県民レクリエーション公園整備基本構想が策定された。なお、公園予定地の買収開始（約70ha）は、同年8月であり事前から進められていた。

一方、昭和44年11月に真岡市が井頭公園を運動公園（7.0ha）として都市計画決定したことから、こうした動きを含め、昭和45年2月6日、井頭県民レクリエーション公園として、面積86.0haに変更し、新たに基本調査及び基本計画の策定を行った。

昭和45年10月に井頭公園建設事務所を設置（昭和57年廃止）し、敷地の買収、取り付け道路の整備に着手した。さらに、同年11月には県民レクリエーション公園調査協議会を改組し、新たに、県、真岡市、関係者等からなる「県民レクリエーション井頭公園建設協議会」が設立し、施設の配置内容、管理運営の検討など、具体的な公園計画が話し合われた。

昭和45年12月18日に建設省の事業認可を得て、昭和46年5月に「井頭県民レクリエーション公園建設基本計画」の策定、同年7月24日に名称を井頭公園とする等の事業認可の変更を行った。

昭和47年2月の第3回建設協議会で、プールの建設管理は公社方式で行うことが決定され、それを受

けて、同年10月7日に栃木県民公園福祉協会が設立された。

昭和48年7月1日、県民に親しまれる大規模なレクリエーションプール「一万人プール」のオープン、昭和49年4月に野球場、運動広場のオープン、次いで昭和50年4月にテニス・バレーコート、子どもの森、ボタン園、水性植物園のオープン、51年にバラ園、子どもの森管理棟、クラブハウス、フィールドアスレチック、ボート池がオープンした。また、昭和51年には、都市緑化植物園の設置が決定し、昭和52年4月に都市緑化植物園（花木見本園、ふるさと広場等）がオープン、昭和53年3月に緑の相談所、4月に都市緑化植物園（ツツジシャクナゲ園、野鳥の森等）、昭和54年4月には中央広場、湿地植物園等、さらに、昭和55年4月1日に大温室をオープンし全体が開園した。

その後、一万人プールの大改修や、大温室を花ちょう遊館へ改修するなどの整備を行いながら、常に県民ニーズに的確に対応するよう維持改修に努め、現在に至っている。

## 3. 栃木県中央公園（宇都宮市）

### (1) 概要

本公園は、宇都宮市街地中心部約2km西方、睦町地内に位置し、面積約10.5haの総合公園である。昭和52年（1977年）に天皇陛下御在位50周年記念公園として採択され、栃木県立博物館の新設と併せて、本県における教育文化の格調高い中心施設として、また県央地方生活圏の広域緑地系統の拠点公園として位置づけられている。

施設計画は、記念公園にふさわしく都市公園の将来像に対する提言内容を包含目標として、「水と緑と文化」をテーマに、全体が四つの池を中心とした和洋折衷の廻遊式庭園で構成されており、郷土色豊かな景観を特徴としている。

記念公園の設置目的である防災公園としての機能を持つほか、都市緑化推進の中核的な役割を持つ緑の相談所も設置され、昭和57年10月の開園以来、休養散策をはじめ幅広い利用に供されている。

## (2) 公園整備の沿革

中央公園の計画は、総理府が「天皇陛下御在位五十年記念式典事業等の構想」を各省庁から募集したことに始まる。当時は、東海大地震の発生の予測に関連し地震対策が大きな社会問題となっており、都市内のオープンスペースの一つである公園緑地の役割も防災の観点から見直されていた。また、都市の緑が減少し、その緑化対策も社会の強い要請事項となっていた。

これらの状況を踏まえ、建設省では「緑の回復と人間性の向上」構想を提案し、昭和51年11月の閣議において、記念公園の設置、昭和の森整備事業、国立小児専門医療機関の整備拡充の三つの記念事業を決定した。

このような国の動きに先立ち、栃木県では、日本専売公社宇都宮工場が茂木工場と合併し、清原工業団地に移転することから、専売公社に対し、その跡地利用構想として、①博物館公園用地、②都市計画街路整備のための代替住宅地、③専用線敷を利用したサイクリングロードの提案を行った。

さらに、昭和51年12月、建設省に対して「記念公園」の要望を提出するとともに、翌年1月、船田知事が記念公園の誘致について記者会見の席上で発表し、場所については日本専売公社宇都宮地方局を示唆した。次いで、2月には日本専売公社側から、本構想についての基本的な了承を得ることができ、ここに中央公園計画の段取りができたのである。

昭和52年4月16日、全国11か所の記念公園が内示され、栃木県中央公園の誕生が決定した。昭和52年12月16日、面積9.6haで都市計画決定し、翌年1月25日に事業認可を取得し、昭和52年度から事業に着手した。

しかし、順調に進んでいた中央公園の建設計画であったが、県立博物館を公園内に設置することに対しては、建設省から「防災避難の効果を減少させるものであり、都市生活の安全性の確保という記念公園設置要綱上の趣旨に照らして問題がある」との見解が出され、難色を示されていた。これに対し、昭和53年8月、博物館建設予定地8,100㎡を追加買収

することで了承を得ることができたことにより、現在の公園区域が決定し、昭和54年(1979年)3月16日に面積約10.5haで都市計画決定した。

公園計画にあたっては、昭和51年度、学識経験者からなる「栃木県中央公園基本設計策定委員会」を設立し、公園の位置づけ、基本方針、土地利用の方針などの検討がなされた。

昭和52年度、委員会から答申が出され、その基本方針として、①記念公園は都市における生活環境の改善、公害及び都市災害に対する安全性の確保を目的とすること、②栃木県全体の中央公園という性格を有すること、③県央地方公園に既に設置されている栃木県総合運動公園及び井頭公園の2つの公園の機能を重複しないことの3点が掲げられた。

昭和54年度にはフランス風整形庭園を基調とした沈床園、昭和55年度には中央広場と記念広場、昭和56年度には郷土産の石や植物等で出来た大池、日本庭園、博物館地区及びロックガーデンの整備が完成し、昭和57年11月22日に開園した。その後、昭和58年度に緑の相談所が開設した。

総事業費は約62億8千万円、うち用地費約38億1,700万円、施設費約24億8,000万円であり、8年の歳月をかけ、昭和60年3月31日に施設整備が全て完了した。

## 4. 鬼怒グリーンパーク

(宇都宮市、さくら市、高根沢町)

## (1) 概要

本公園は、宇都宮市街地から北東約12km、鬼怒川右岸の宇都宮市白沢地内、鬼怒川左岸の高根沢町宝積寺地内、さくら市上阿久津地内に位置し、南北に縦断する鬼怒川の広大な河川敷を利用した面積136.5ha(計画面積159.1ha)の運動公園である。

本公園は、昭和53年度に、河川敷の広大なレクリエーションスペースを活かし、スポーツ及び水辺のレクリエーションを目的とした野外活動の水辺レクリエーション公園として位置づけられた。

施設計画に際しては、栃木県が海なし県という地域特性を考慮し、「水との出会い」をテーマに大規模



## 第9編 都市施設

な水辺の遊び場を中心に配置し、家族連れが日帰りピクニック等で、四季を通じて河川環境の中で憩えるような諸施設の整備を計画した。

昭和54年2月20日に都市計画決定し、同年3月3日に事業認可を取得し、同年度からⅠ期区域（高根沢町）として、大池、野球場、テニスコート、オート池、水上アスレチック、催物広場等が順次整備され、平成4年度には県民ゴルフ場が整備された。

また、5km上流のⅡ期区域（さくら市）には、野球場、サッカー場、ラグビー場を整備し、運動施設の充実を図った。

さらに、平成8年度からはⅢ期区域（宇都宮市）として鬼怒川右岸側野球場、テニスコートなどの整備を進め、平成12年には、開園面積が135.9haとなり、鬼怒グリーンパークが概成した。

平成17年には、0.6haを追加供用し、現在の供用面積136.5haになるとともに、平成18年8月には、鬼怒川右岸側（宇都宮市）に18ホールのパークゴルフ場を新設した。

加えて、平成28年度には、年々増加しているパークゴルフ利用者のニーズに対応すべく、新たに18ホールのパークゴルフ場を鬼怒川右岸側（宇都宮市）に増設する予定である。

### 5. 那須野が原公園（那須塩原市）

#### (1) 概要

本公園は宇都宮の中心部から北へ約40km、県北地域の那須塩原市千本木及び接骨木（にわとこ）に位置する、面積約59.4haの広域公園である。本地域は、東北自動車道の西那須野塩原インターの西側に位置し、交通の拠点であり、また、アカマツ、コナラ等の良好な平地林が広がる、自然環境豊かな公園である。

本公園の建設計画は、昭和55年（1980年）に策定された「栃木県大規模公園整備基本計画」の中で、那須地方生活圏における広域レクリエーション活動の拠点に位置付けられたことに始まる。

当時は、余暇時間の増大や価値観の多様化に伴う県民の意識の変化を背景として、日常生活における

スポーツやレクリエーションの果たす役割が注目された時期にあたり、これらの機会の拡大や対応する施設の充実が重要な課題となっていた。

このような状況を踏まえ、県北地域におけるスポーツ施設を含む大規模公園として、本公園の整備が決定された。昭和56年度には、学識経験者からなる「栃木県北部大規模公園基本設計策定委員会」において、公園の性格付け、整備の基本方針、土地利用の方針などの検討がなされた。

この基本方針を踏まえ、昭和57年12月17日に面積60haで都市計画決定し、昭和58年1月5日に都市計画事業認可を取得し、昭和57年度に整備に着手したもので、園内を「緑とやすらぎのゾーン」、「健康とスポーツゾーン」、「郷土と文化ゾーン」の3つのゾーンに分けて整備した。

当初は用地交渉が難航し、2年間のブランクがあったが、その後、用地交渉もまとまり、昭和61年度から本格的な工事の着手となった。昭和63年度、管理センター、ファミリープール、大池、安らぎの森等の工事完成を受けて開園し、さらに、平成元年には、冒険の森、わんぱく広場、多目的広場の供用を開始した。

続いて、平成4年度からオートキャンプ場の整備に着手し、平成6年（1994年）7月1日にオープンとなった。また、平成9年には、開園10周年を記念してシンボルタワーの「サンサントワー」の建築を行っている。

### 6. みかも山公園（栃木市、佐野市）

#### (1) 概要

本公園は、関東平野の北部に位置するみかも山の一部を利用し、佐野市黒袴、西浦町、栃木市藤岡町及び岩舟町に位置する、面積約166.5haの広域公園である。

標高25m～209mと高低差があり、アカマツ、コナラ、ヤマザクラ等の樹林に囲まれ、自然豊かな公園であり、山頂からは日光連山や遠くは富士山までも望むことができる。

本公園の建設計画は、昭和55年に策定された「栃

木県大規模公園整備基本計画」の中で、両毛地方生活圏における広域レクリエーション活動の拠点に位置付けられたことに始まる。

昭和63年度に、学識経験者からなる「栃木県南部大規模公園基本設計策定委員会」が設置され、その基本方針として、①みかも山の自然環境を保全する、②自然環境、歴史環境を活かし、参加・体験型のレクリエーション活動を行う、③関東平野を一望できるみかも山の眺望と、21世紀へ向けての新しい時間と空間を展望できる天と地、現在・過去・未来をパノラマできる、の3点が掲げられた。

昭和63年1月5日に面積166.5haで都市計画決定し、昭和63年2月3日に事業認可を取得し、同年度整備に着手した。

平成7年9月、南入口の和風庭園及び山頂の冒険エリア等の工事完成に伴い開園した。主な施設は、和風庭園、入口広場などの「南入口ゾーン」、わんぱく広場、わくわくすべり台、富士見台、冒険砦などの「山頂ゾーン」、管理事務所兼緑の相談所、早春の花のエリア、アズマイチゲの園、湿性植物園などの「東入口ゾーン」である。

また、ハーブを中心とする「西入口ゾーン」が平成13年4月に供用し、続いて、万葉の歴史性を活かした万葉庭園等の「万葉ゾーン」が平成15年3月に供用したことにより、現在の供用面積である165.9haとなり、みかも山公園が概成した。

## 7. 日光だいや川公園（日光市）

### (1) 概要

本公園は「日光の自然と悠久の歴史・文化への誘い」を基本テーマに、日光地方生活圏における広域レクリエーション活動の拠点として位置づけられた面積61.9haの広域公園である。

本公園は、昭和55年（1980年）に策定された「栃木県大規模公園整備基本計画」の中で、県西地区の日光地方生活圏における広域レクリエーション活動の拠点に位置付けられたことに始まる。

本公園の位置の選定においては、日光生活圏における慢性的な交通渋滞の緩和、増大するレクリエー

ション利用の拡大、さらには都市計画道路整備等の事業計画との整合性が考慮され、豊かな自然を生かした公園にするため、水と緑があふれ、ゆっくりとくつろぐことが出来る、大谷川に隣接した豊かな平地林帯である日光市所野、日光市瀬川地内が敵地として選定された。

昭和63年（1988年）には、「栃木県県西大規模公園基本構想」が策定され、それを基本方針として同年「県西大規模公園基本計画策定委員会」を設置し、基本計画がまとめられた。

平成元年4月7日に面積約61.9haで都市計画決定し、平成3年3月26日に事業認可を取得し、同年に用地の取得に着手した。

公園施設の整備方針としては、「日光の自然と悠久の歴史・文化への誘い」を基本テーマとし、「自然と遊ぶゾーン」、「人・情報交流ゾーン」、「生活・文化体験ゾーン」を整備することで、自然と人の調和が図られ、歴史と文化に満ちた新しい広域レクリエーションの拠点施設を創出していくこととした。

第I期区間にあたるオートキャンプ場は、新たなレクリエーションニーズに対応し、周辺の歴史・文化の拠点として平成11年4月に開園した。

また、平成13年7月には、管理棟、フィールドアスレチックを、平成15年4月には、ニュースポーツエリア、自然体験エリアを供用した。

さらに、平成16年10月にはインフォメーションエリアと連絡橋を供用し、平成17年4月のだいや体験館の供用により、供用面積が55.8haとなり現在に至っている。

## 8. とちぎわんぱく公園（壬生町）

### (1) 概要

本公園は、「創造性にあふれ、ゆめ多くやさしい、たくましいこどもたち」を基本テーマとする「特色ある公園づくり」として位置づけられた、面積37.2haの総合公園である。

宇都宮市の中心部から南西約16kmの壬生町に位置し、隣接して壬生町の「おもちゃ博物館」がある。

この地域は、穏やかな地形と斜面林を有する田園

## 第9編 都市施設

風景を形成しており、隣接して北関東自動車道、そして北関東自動車道壬生インターチェンジがあることから、交通アクセスにも恵まれた立地環境を有している。

平成7年に「壬生総合公園（仮称）基本計画策定懇談会」が設置され、計画の方針や導入施設等の基本計画がまとめられた。

平成7年5月1日に都市計画決定、翌年2月1日に事業認可を取得し、用地取得等の事業に着手したものであり、「花のまち」「子どもの村」「ふしぎの森」「風の谷」「みどりの丘」の多様な5つのエリアを通して、夢を育み、冒険を体験できる公園として整備が進められた。

また、本公園は、整備着手段階から、全国都市緑化フェアの開催を視野に入れた整備を行っており、平成12年9月9日（土）から11月5日（日）の58日間にわたって、「つなぐ緑 つくる緑 こころの緑」を開催テーマとした「第17回全国都市緑化とちぎフェアマロニエとちぎ緑化際2000」の会場として使用された。なお、本イベントの主催は、栃木県、宇都宮市、壬生町、（財）都市緑化基金であった。

本公園の建設に要した事業費は、144億円で、用地費が約50億円、施設費が約94億円であった。

また、本公園には壬生町総合公園及びハイウェーオアシスであるみぶハイウェーパークが隣接しており、これら3施設を一体として平成20年7月31日に道の駅として登録されている。

### 9. 日光田母沢御用邸記念公園（日光市）

#### (1) 概要

本公園は、「日光田母沢御用邸整備構想」に基づき田母沢御用邸の歴史的建造物の保存・再生という使命のもと、県民の記念公園として位置づけられた、面積4.0haの地区公園である。

田母沢御用邸は、明治・大正期に造営された数ある御用邸の中でも最大規模の木造建造物であり、旧本邸としては現存する唯一の建物である。また、建物様式としては近代和風宮廷建築様式といわれ、和洋折衷の生活様式を取り入れた近代日本における過

渡期の建築形態として、歴史的、文化的にも貴重な建物である。

明治31年（1898年）、日光田母沢に大正天皇（当時は皇太子）のご静養の地として設定され、面積約107,000㎡（32,000坪）の用地が整えられ、同32年、赤坂離宮内にあった元紀州藩邸宅から一部を移築されたものを骨格として造営したものであり、明治32年6月に本邸その他の工事が終了した。その後、大正7年（1918年）から9年の歳月をかけて、天皇陛下の御滞在に伴い必要となる謁見室・宮内大臣・侍従長などの部屋の増改築が行われ、ほぼ現在の姿となった。

広さ4,500㎡、部屋数は106室あり、大正天皇は大正14年の夏まで毎年のようにこの御用邸でお過ごしになられた。

昭和となり、昭和天皇並びに皇太后が御利用になられ、また、第2次大戦の折には現天皇陛下が、日光疎開により昭和19年（1944年）7月から約1年間にわたり御滞在された。

終戦に伴い、田母沢御用邸は廃止され、大蔵省の財産、その後、日光国立公園観光株式会社の管理となり、博物館、研修施設として一般の利用等に供してきた。平成8年に、栃木県が大蔵省から田母沢御用邸の管理委託を受け、さらに本県へ払い下げられたことから、「日光田母沢御用邸記念公園委員会」を設置し、将来の管理の在り方が答申された。

その結果、田母沢御用邸を県民の記念公園として整備することが決まり、「日光田母沢御用邸整備構想」を策定し、平成9年4月に日光田母沢御用邸記念公園として一般供用を開始しつつ、改修を含めた都市公園としての整備に着手することが決定された。

平成10年1月9日に都市計画決定し、同年2月6日に事業認可を取得し、同年に旧御用邸を大正期の規模と姿に再建する改修工事に着手し、平成12年8月に一部暫定供用を行った。

また、平成15年10月には残る部分の供用を開始し、全面供用開始となった。

さらに、平成15年12月には御用邸本邸が国指定重要文化財に指定され、現在に至っている。



## 第5節 総合スポーツゾーン

### 1. 総合スポーツゾーン整備の背景及び現状

総合スポーツゾーンは、昭和55年に開催された栃木の葉国体の会場となった宇都宮市西川田地内の栃木県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）を中心に元競馬場や元運転免許試験場など、公園に隣接する県有地を含めた約71haについて、平成27年4月に都市計画決定（変更）を行い、この区域を県民総スポーツの推進拠点として整備を進めるものである。

県内のスポーツ施設の現状をみると、栃木県体育館（以下「県体育館」という。）については、本館・別館が昭和40年に、武道館・弓道場は昭和52年にオープンし、また、総合運動公園は昭和55年の栃木の葉国体にあわせ国体関連施設が再整備され、いずれも長年にわたり本県スポーツ施設の拠点としての役割を担ってきた。しかし、整備後30年以上が経過し、施設の老朽化や各種競技の施設基準改定等により大規模な競技大会への対応が課題となっていた。

このような状況の中、総合スポーツゾーンの整備は、総合運動公園内の運動施設のさらなる機能の向上、プロスポーツを含めたトップアスリートに対する支援等の観点から、総合運動公園と公園に隣接する未利用県有地を含めた区域において、平成34年（2022年）に本県で開催が予定されている第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会（以下「国体等」という。）の開催を見据えるとともに、平成32年（2020年）の開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック競技大会のトレーニングキャンプ地としての活用も含め、「県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点」としてふさわしい施設を目指し、整備を進めている。

総合スポーツゾーンの整備は、平成26年度の事業化にあわせて、県土整備部内に総合スポーツゾーン整備室が課外室として立ち上げられ、いよいよ国体等の開催に向け整備がスタートした。



図9-2-1 総合スポーツゾーン整備室立ち上げ

### 2. 総合スポーツゾーン全体構想

総合スポーツゾーンの整備は、平成26年1月に策定した『総合スポーツゾーン全体構想』（以下「全体構想」という。）に基づき進めている。全体構想は、有識者等の専門的見地から広く助言等を得るため、『総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会』を設置し、基本理念や基本方針等について検討が行われ、パブリック・コメントを経て策定されたものである。

全体構想では、基本コンセプトの『県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点』に基づき、基本理念や基本方針を示し、新たに整備する施設や既存施設の整備方針を整理するとともに、周辺の交通計画についても示したものとなっている。

全体構想では、「する」スポーツとして、高齢者や障害者を含めた誰もが利用しやすく、健康づくりなどスポーツを通じて元気になれる施設を目指し、「みる」スポーツとして、様々な競技やプロスポーツを含めたトップアスリートを観戦できる施設を目指し

## 第9編 都市施設

ている。また、本県の競技力向上を図るため、選手等の人材育成のみならず、スポーツを「支える」観点から、県民協働によってスポーツを支援できるよう努めることとしている。さらに、スポーツが県民のライフスタイルの一部になり、公園内の自然とあ

わせて、身近にふれあうことができる空間を確保し、環境や地域と調和した施設の整備を目指している。

これらを「楽しむ」、「集う」、「育む」、「調和」という4つのキーワードで整理し、それぞれ想定される施設等の将来像や計画目標を設定している。

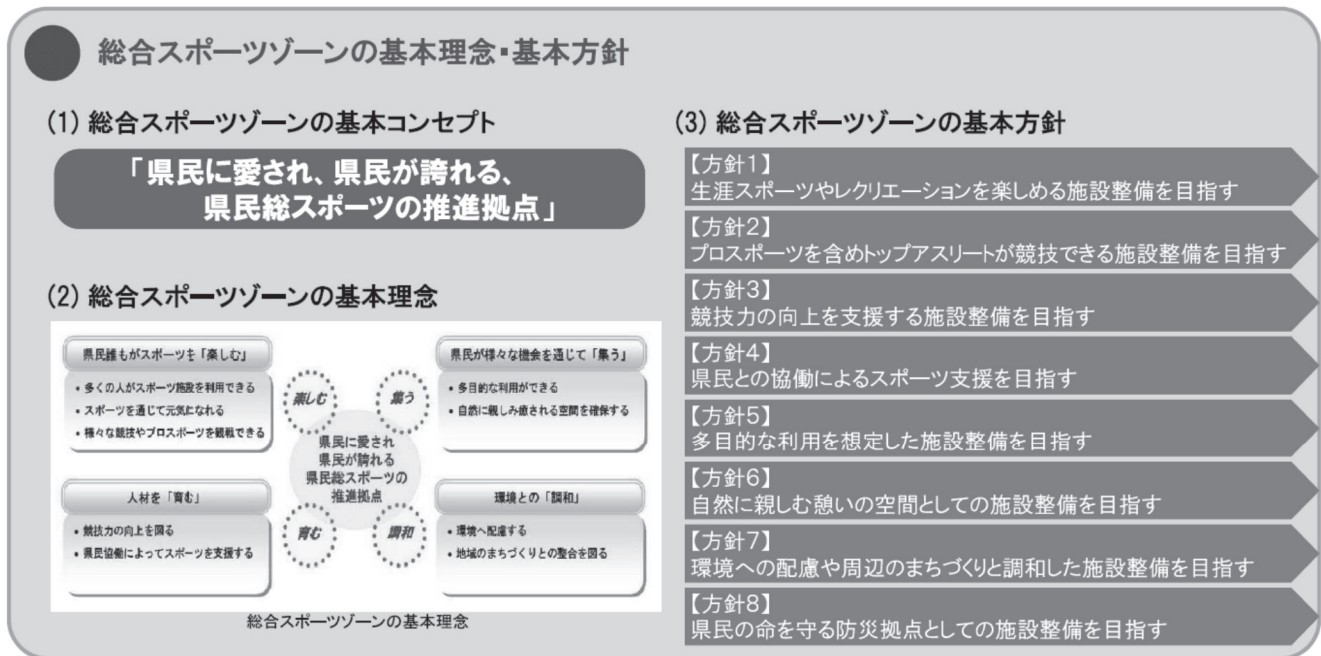


図9-2-2 総合スポーツゾーンの基本理念・基本方針

### 3. 設計における基本的な観点

総合スポーツゾーンの整備において、全体構想の基本理念等を確実に実現していくため、以下の3点を基本的な観点と定め、設計を行ってきた。

一つ目に『“とちぎ”を表現』として、県産材や県産品を最大限活用するとともに、県内企業の優れた技術力を結集したものとする。

二つ目に『“百年”愛される』として、総合スポーツゾーンにおいて、自然に親しみ憩いの空間を確保し、環境や地域と調和した施設整備を行い、また、ライフサイクルコストの最適化や太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な活用を念頭に置き、結果、県民に末永く愛される施設を整備していく。

三つ目の『主役は“ひと”』は、スポーツを「する」「みる」「支える」など、多様な人々がそれぞれの目的で集い、身近にスポーツとふれあう場となるよう、施設構造や人の動線などに配慮した計画する。

これら三つの観点を念頭に、関係競技団体等との調整を行い、また、ユニバーサルデザインにも配慮した各施設の設計を進めてきた。主な施設の設計の特徴については以下のとおりである。

#### ① 新スタジアム

##### 【施設概要】

- ・延べ面積：約 40,000 m<sup>2</sup>
- ・構造：躯体－鉄筋コンクリート造4階建  
屋根－膜屋根、鉄骨架構
- ・観客席数：約 25,000 席
- ・競技施設：陸上競技場（第1種公認）  
全天候型舗装  
400mトラック 9レーン  
サッカー場（Jリーグ施設基準）  
天然芝1面 ピッチ 105m×68m

【特 徴】

- ・平成 31 年度内に確実に完成させるため、躯体のプレキャスト化を推進 (PCa 化 75%)
- ・華美な装飾は行わず、質実剛健を旨とした構造とし、内装には県産材、県産品を積極的に活用
- ・広域災害対策活動拠点であることから、備蓄倉庫 (約 1,000 m<sup>2</sup>) を整備
- ・競技者及び管理・運営部門と観客動線を明確に分離
- ・全フロアバリアフリー
- ・躍動感・臨場感・一体感を創出するため、2階観客席に約 35 度の勾配を採用
- ・芝の最適な育成環境を確保するため、南北軸を基軸とした配置計画とし、通風にも配慮した断面構造を採用
- ・騒音対策など隣接住宅地に配慮



図 9 - 2 - 3 新スタジアム鳥瞰パース



図 9 - 2 - 4 新スタジアム内観パース

② 新武道館

【施設概要】

- ・延べ面積：約 9,000 m<sup>2</sup>
- ・構 造：躯体－鉄筋コンクリート造 2 階建  
屋根－鉄骨＋木ハイブリッド架構
- ・武道場：メイン武道場－柔剣道兼用 6 面  
観客席数 約 1,500 席  
サブ武道場－柔剣道兼用 4 面
- ・弓道場：近的 12 人立、遠的 6 人立  
観客席数 約 200 席

【特 徴】

- ・武道の殿堂にふさわしい重厚な構えを持った大屋根を採用
- ・天井・壁等に積極的に県産材を活用
- ・競技者と観客の動線を明確に分離
- ・全フロアバリアフリー
- ・太陽光発電、地中熱利用の採用によるライフサイクルコストの低減
- ・工事時期を 2 期に分割にすることにより、県内唯一の既存飛び込みプールの利用可能期間に配慮
- ・県産木材を利用し、栃木らしさを感じられる鉄骨＋木ハイブリッド架構を採用

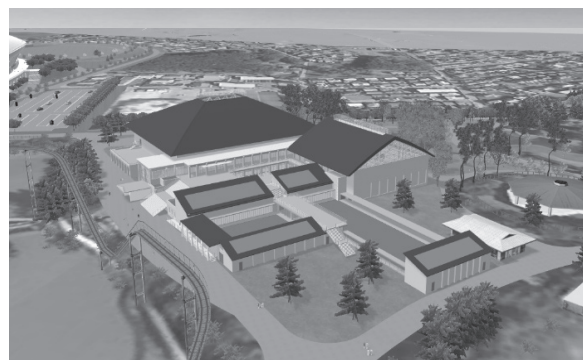


図 9 - 2 - 5 新武道館鳥瞰パース



図 9 - 2 - 6 新武道館内観パース



## 第9編 都市施設

### 4. 東エリア整備運営事業

東エリア整備運営事業は、元運転免許試験場や栃木県警察機動センター、県体育館分館の敷地(以下「東エリア」という。)において、新体育館や屋内水泳場を新たに整備するとともに、既存の体育館分館を含め、維持管理及び運営を行うものである。事業実施に当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき進め、平成28年度末に契約締結することとしている。PFI事業は、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設的设计、建設、維持管理及び運営を一体的に行うことにより本施設に求められる役割・機能を最大限発揮されることを期待するとともに、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

なお、東エリアの整備は、平成34年の国体前年に行われる国体リハーサル大会までの完成を目指して

整備が進められ、維持管理・運営は国体等の開催期間を含む平成33年度から平成47年度末までの15年間としている。

#### 【施設概要】

- ・延べ面積：約36,000㎡(体育館分館除く)
- ・新体育館：メインアリーナ  
バスケットボールコート 4面  
観客席数5,000席以上  
サブアリーナ  
バスケットボールコート 2面  
観客席数300席以上
- ・屋内水泳場：50mプール  
可動床、可動壁  
25mプール(飛込兼用)  
可動床  
観客席数2,000席以上
- ・体育館分館(既存)：ボクシングリング 1基

### 5. 整備スケジュール

		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)
新たな施設整備	新スタジアム	設計・諸手続等			工事					
	新体育館・屋内水泳場	導入可能性調査 アドバイザー業務等			設計・諸手続等 (PFI手法により実施)			工事		
	新武道館	設計・諸手続等			工事(第一期)			工事(第二期)		
既存施設の改修・整備	サブ競技場(現陸上競技場)	設計・諸手続等			工事					
	硬式野球場	設計・諸手続等			工事(ナイター)			工事		
	合宿所							設計等		工事
周辺整備 その他	園地・園路・駐車場等	測量・設計等			用地・工事					

図9-2-7 総合スポーツゾーン整備スケジュール

総合スポーツゾーンの整備に当たっては、平成26年度から総合スポーツゾーン整備室に業務が移行し、同年度から測量や設計等に着手した。

また、平成27年度から東西園路や一部施設の工事に着手し、国体等の開催を見据えた着実な整備を進めている。

整備は、三つの段階に分けて進めている。

Step1では、工事の最盛期となる、新スタジアムや新武道館などの建設が始まる前に、工事車両の進入等に配慮し、平成27年度から周辺道路等の整備に

着手している。

Step2では、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のトレーニングキャンプ地誘致を見据え、平成28年度末に新スタジアム新築工事に着手し、引き続き、新武道館新築工事や硬式野球場改修工事等の整備を進める。

最後にStep3で、外構やその他の園内整備を行い、平成33年の国体リハーサル大会までにすべての整備を完了させる。

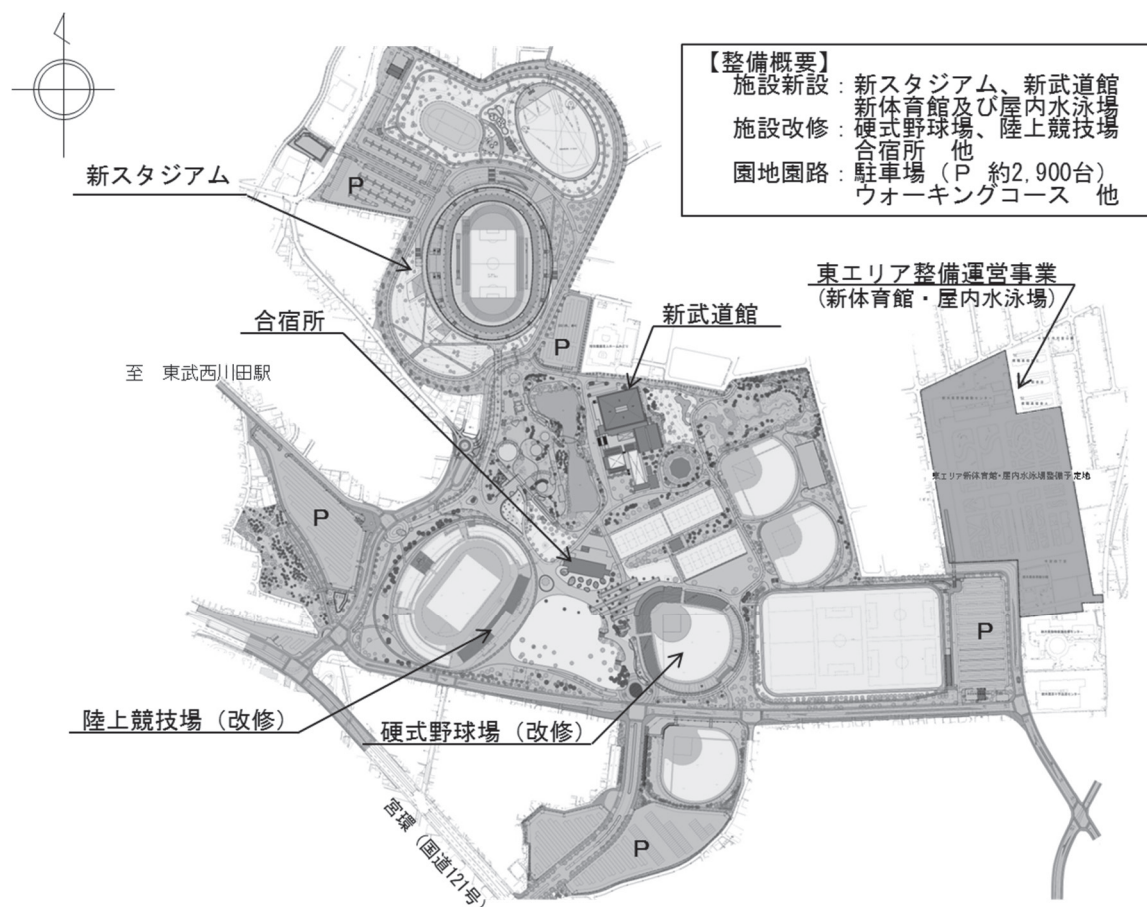


図9-2-8 総合スポーツゾーン整備 平面図

## 6. 平成28年度までの整備状況

### ◇軟式野球場 A ほか改修工事

グラウンド等の再整備により機能向上を図り、平成28年7月23日から供用を開始した。

### ○グラウンド等の再整備

- ・芝生の張替、排水設備の整備を行い、更に競技面での利便性向上を図った。

- ・ラバーフェンスを設置し競技者の安全性を確保した。
- ・散水設備の再整備し、芝生の維持管理面での向上を図った。
- ・1, 3塁側の観客席を新たに整備し、球場全体の利便性向上を図った。



## 第9編 都市施設

### ○スコアボードの更新

- ・スコアボードを磁気反転素子方式に改築更新することで、大会運営上の利便性向上を図った。

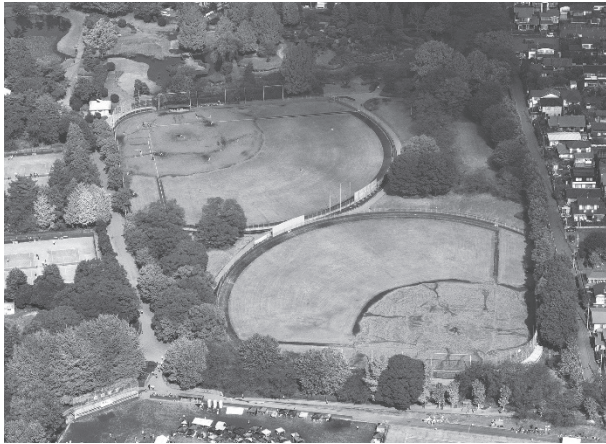


図 9 - 2 - 9 軟式野球場 A 改修前

### ○ウォームアップ場の整備

- ・球場広場での機能を継承し、競技者への利便性の向上を図った（ブルペンを4か所配置）。

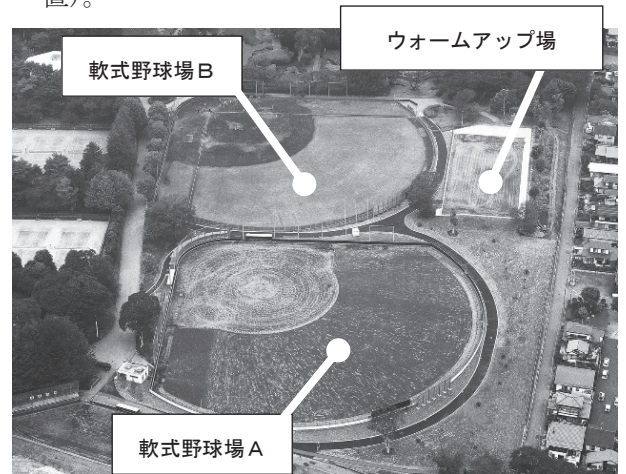


図 9 - 2 - 10 軟式野球場 A 改修後

### ◇硬式野球場改修工事

硬式野球場改修工事に先立ち、球場周辺にナイター用照明を新たに設置する。平成 28 年度末の完成に向けて、整備を進める。

#### 【整備概要】

ナイター用照明 6基

### ◇サッカー・ラグビー場の改修工事

グラウンド等の再整備により機能向上を図り、平成 29 年度の完成に向けて、再整備を進める。

### ○グラウンド等整備

- ・芝生の張替、排水設備の整備を行い、更に競技面での利便性向上を図る。
- ・散水設備の再整備し、芝生の維持管理面での向上を図る。

#### 【整備概要】

サッカー場 3面

ラグビー場 1面



図 9 - 2 - 11 総合スポーツゾーン全体



## 第6節 市町の都市公園

### 1. 市の主な公園

#### (1) 八幡山公園（総合公園）

- ①所在地 宇都宮市埴田町
- ②概要 子供から大人まで楽しめる、自然の丘陵を活かした公園
- ③面積 11.8ha
- ④主な施設 宇都宮タワー・アドベンチャーU・動物舎・アドベンチャーブリッジ



図9-2-12 八幡山公園

#### (3) 栃木市総合運動公園（運動公園）

- ①所在地 栃木市川原田町
- ②概要 市民の健康の維持・増進、慰楽、コミュニティの形成を目的とした公園
- ③面積 36.9ha
- ④主な施設 総合体育館、陸上競技場、硬式野球場、プール、テニスコート



図9-2-14 栃木市総合運動公園

#### (2) 織姫公園（総合公園）

- ①所在地 足利市巴町
- ②概要 足利市の中央部に位置する、関東平野を一望できる眺望の素晴らしい公園
- ③面積 10.5ha
- ④主な施設 さくらの園、つつじの園、もみじ谷、鏡岩展望台



図9-2-13 織姫公園

#### (4) 城山公園（地区公園）

- ①所在地 佐野市若松町
- ②概要 佐野城跡に開設された、栃木県内に現存する最も歴史のある公園
- ③面積 4.4ha
- ④主な施設 複合遊具、植栽（桜・ツツジ）、鐘楼、城山記念館



図9-2-15 城山公園

## 第9編 都市施設

### (5) 千手山公園（地区公園）

- ①所在地 鹿沼市千手町
- ②概要 花と歴史を家族で楽しめる憩いの公園
- ③面積 3.7ha
- ④主な施設 遊園地、売店、千手観音堂、市民プール



図 9 - 2 - 16 千手山公園

### (6) 杉並木公園（地区公園）

- ①所在地 日光市瀬川
- ②概要 水車をテーマにした公園
- ③面積 3.7ha
- ④主な施設 水車、報徳仕様農家、古民家、日本庭園



図 9 - 2 - 17 杉並木公園

### (7) 小山総合公園（総合公園）

- ①所在地 小山市外城
- ②概要 思川河岸段丘と樹林地による自然に溢れた公園
- ③面積 18.9ha
- ④主な施設 わんぱく広場、バーベキュー広場、森のフォーラム（噴水）、貸し自転車



図 9 - 2 - 18 小山総合公園

### (8) 真岡市総合運動公園（運動公園）

- ①所在地 真岡市小林
- ②概要 誰もが安心してスポーツ・レクリエーション活動ができる防災機能を兼ね備えた公園
- ③面積 26.6ha
- ④主な施設 陸上競技場、多目的広場、子ども広場



図 9 - 2 - 19 真岡市総合運動公園

### (9) 美原公園（運動公園）

- ①所在地 大田原市美原
- ②概要 運動施設が充実している公園
- ③面積 18.3ha
- ④主な施設 陸上競技場、野球場、テニスコート、水泳プール



図 9 - 2 - 20 美原公園



(10) 長峰公園（総合公園）

- ①所在地 矢板市中
- ②概要 「ツツジの郷・矢板」をテーマにした公園
- ③面積 11.0ha
- ④主な施設 シンボルタワー、遊具、芝生広場、せせらぎ水路



図9-2-21 長峰公園

(11) 東那須野公園（総合公園）

- ①所在地 那須塩原市沼野田和
- ②概要 風と緑の丘公園
- ③面積 10.3ha
- ④主な施設 展望広場、芝生広場、あじさい広場、複合遊具



図9-2-22 東那須野公園

(12) 鬼怒川河川公園（都市緑地）

- ①所在地 さくら市氏家
- ②概要 鬼怒川を利用した水とふれあえる公園
- ③面積 14.8ha
- ④主な施設 桜つつみ、駐車場、健康遊具、芝生広場



図9-2-23 鬼怒川河川公園

(13) 大桶運動公園（運動公園）

- ①所在地 那須烏山市大桶
- ②概要 水と親しめる運動施設
- ③面積 11.6ha
- ④主な施設 多目的広場（陸上競技場、サッカー場）、野球場、修景池、管理棟



図9-2-24 大桶運動公園

(14) 蔓巻公園（地区公園）

- ①所在地 下野市箕輪
- ②概要 姿川に面してキャンプを楽しめる公園
- ③面積 5.5ha
- ④主な施設 キャンプ場、研修棟、築山、四阿



図9-2-25 蔓巻公園



第9編 都市施設

2. 市町の都市公園一覧

表9-2-2は、各市町の都市公園のうち、開園面積が3haを超える主な公園について整理したものである。

表9-2-2 市町の都市公園一覧

市町村名	公園名	面積 (ha)	公園 種別
宇都宮市	宇都宮駅東公園	4.1	地区
	宇都宮城址公園	3.7	地区
	上河内緑水公園	3.8	地区
	清原南公園	4.6	地区
	平出工業団地公園	5.1	地区
	宮原運動公園	5.0	地区
	御幸公園	4.1	地区
	うつのみや文化の森	26.3	総合
	うつのみや平成記念 子どものもり公園	21.7	総合
	長岡公園	10.9	総合
	八幡山公園	11.8	総合
	みずほの自然の森公園	24.0	総合
	河内総合運動公園	12.8	運動
	鬼怒川緑地運動公園	35.7	運動
	清原中央公園	10.0	運動
駒生運動公園	3.3	運動	
道場宿緑地	8.9	運動	
柳田緑地	24.9	運動	
足利市	大日苑	3.8	地区
	足利公園	4.5	地区
	五十部運動公園	4.7	地区
	憩の森	4.9	緑地
	五十部運動場	6.3	運動
	山前公園	8.3	地区
	織姫公園	10.5	総合
	総合運動場	12.5	運動
	迫間自然観察公園	14.2	総合
	渡良瀬緑地	81.1	緑地

市町村名	公園名	面積 (ha)	公園 種別
栃木市	栃木市総合運動公園	36.9	運動
	太平山風致公園	4.1	特殊
	永野川緑地公園	4.2	緑地
	錦着山公園	4.3	近隣
	大平運動公園	4.4	運動
	藤岡渡良瀬運動公園	4.5	運動
	ふるさとセンターパーク	4.6	近隣
	西方総合公園	4.7	総合
岩舟総合運動公園	4.8	運動	
佐野市	城山公園	4.4	地区
	松原公園	4.2	地区
	旗川石塚緑地	9.2	地区
	旗川戸奈良緑地	3.9	地区
	佐野市中運動公園	7.1	地区
	栃本公園	4.7	地区
	秋山川堀米緑地	5.4	総合
	渡良瀬川緑地	11.9	総合
	佐野市運動公園	32.0	運動
	佐野市田沼グリーン スポーツセンター	14.9	運動
愛宕山公園	7.5	その他	
鹿沼市	御殿山公園	4.7	地区
	千手山公園	3.7	地区
	兒子沼公園	5.6	地区
	東山公園	3.4	地区
	富士山公園	8.7	総合
	自然の森総合公園	11.3	総合
	出合いの森総合公園	9.9	総合
	鹿沼運動公園	17.5	運動
栗野総合運動公園	8.9	運動	
鹿沼聖地公園	9.3	墓園	
黒川緑地	8.2	緑地	
日光市	今市運動公園	8.7	地区
	大谷川グリーンパーク	13.0	地区

市町村名	公園名	面積 (ha)	公園 種別
日光市	杉並木公園	3.7	地区
	丸山公園	10.7	総合
	塩野室運動公園	5.0	運動
	日光運動公園	18.2	運動
	大谷川河川緑地公園	3.3	地区
	藤原運動公園	3.2	地区
小山市	小山運動公園	20.0	運動
	小山総合公園	18.9	総合
	思川緑地	108.2	運動
	やすらぎの森	9.8	墓園
	石ノ上河川広場	11.7	運動
	小山思いの森	8.5	総合
	城山公園	4.0	地区
	あけぼの公園	5.0	地区
	間々田八幡公園	3.0	地区
	間々田美しが丘公園	4.0	地区
真岡市	真岡市総合運動公園	26.6	運動
	城山公園	7.7	地区
	鬼怒自然公園	107.4	運動
大田原市	龍城公園	4.1	地区
	与一公園	4.4	地区
	美原公園	18.3	運動
	蛇尾川緑地公園	5.4	近隣
	大田原グリーンパーク	4.5	運動
矢板市	長峰公園	11.0	総合
	川崎城跡公園	6.7	総合
	矢板運動公園	26.0	運動
	御前原公園	3.4	近隣
那須塩原市	黒磯公園	7.3	地区
	那珂川河畔公園	7.1	地区
	那珂川河畔運動公園	7.7	地区
	鳥野目河川公園	15.7	総合
	東那須野公園	10.3	総合

市町村名	公園名	面積 (ha)	公園 種別
那須塩原市	烏ヶ森公園	16.7	総合
	にしなすの運動公園	11.8	運動
	乃木公園	3.9	地区
	関谷南公園	4.2	地区
	塩原運動公園	4.9	地区
さくら市	鬼怒川運動公園	12.8	緑地
	鬼怒川河川公園	14.8	緑地
	お丸山公園	4.4	地区
	菖蒲沢公園	7.2	地区
那須烏山市	氏家総合公園	15.1	地区
	大桶運動公園	11.6	運動
下野市	天平の丘公園	27.3	特殊
	別所山公園	6.3	地区
	国分寺運動公園	7.3	地区
	大松山運動公園	6.7	運動
	蔓巻公園	5.5	地区
上三川町	桃畑緑地公園	7.0	地区
	蓼沼緑地公園	8.6	地区
	蓼沼親水公園	5.7	地区
益子町	益子町南運動公園	9.2	運動
	益子町北公園	8.6	総合
茂木町	城山公園	3.9	地区
	並松運動公園	15.3	運動
市貝町	市貝町総合運動公園	20.4	運動
芳賀町	芳賀町総合運動公園	4.8	地区
	かしの森公園	7.0	地区
	ひばりが丘公園	4.7	地区
壬生町	東雲公園	20.0	地区
	壬生町総合公園	11.4	総合
野木町	みぶハイウェイパーク	4.0	地区
	野木町総合運動公園	17.6	運動
塩谷町	塩谷町総合公園	17.1	総合
那須町	那須町中央運動公園	5.6	地区

第7節 全国都市緑化とちぎフェア

1. 概要

全国都市緑化フェアは、国民一人ひとりが緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、増やし、育てるための知識を得る場所として、「緑豊かな街づくり」をテーマに開催するものであり、公共公益施設、一般宅地などの緑化を含めた総合的な都市緑化を、幅広く積極的に進めるための契機にしようとするものである。また、生活に楽しさと豊かさ、華やかさをもたらす国民の花と緑の祭典として定着させ、ひいては国際的な交流も織り込みつつ、将来にわたって発展を期してゆこうとするものである。

栃木県では、「つなぐ緑 つくる緑 こころの緑」をテーマに、平成12年9月9日から11月5日までの58日間、壬生総合公園、宇都宮市総合運動公園を会場に「第17回全国都市緑化とちぎフェア（マロニエとちぎ緑花祭2000）」を開催した。来場者数は目標の100万人を大きく上回る142万人であった。

2. 会場

(1) みぶ会場

会場 壬生総合公園

(とちぎわんぱく公園、壬生町総合公園)

テーマ 「子どもと花とまちづくり」

21世紀の担い手となる子どもたちに焦点をあてながら、来たるべき新しい時代にふさわしい、多くの人々が交流する花と緑の街づくりのあり方を提案することを目的とした。

会場内は、都市におけるライフスタイルの中で花や緑との関わりを提案する「出あいのまち」「花のまち」「交流のまち」「おもちゃのまち」、花と緑に包まれたふるさとの野における花と緑の素晴らしさの体験や交流を提案する「錦の花園」「みのりの野」「いこいの野」、そして豊かな自然に抱かれた丘や水辺での自然とのふれあいを提案する「冒険の丘」の8つのエリアで構成された。



図9-2-26 みぶ会場入口ゲート

(2) うつのみや会場

会場 宇都宮市総合運動公園

テーマ 「森と健やかな暮らし」

豊かな平地林を保全、活用し、森の恵みの活かし方や、花や緑を活かした、新しい暮らしのあり方を提案することを目的とした。

会場内は、花・緑を活かした快適な暮らしづくりや、環境にやさしいライフスタイルのあり方を提案する「ライフガーデン」「リビングガーデン」「プレイガーデン」と、森のめぐみの楽しく魅力的な体験と、森の多様で豊かな自然とのふれあいを提案する「体験の森」「観察の森」の5つのエリアで構成された。



図9-2-27 うつのみや会場ウェルカム花壇



第8節 指定管理者制度

1. 県営都市公園への指定管理者制度導入の経緯

指定管理者制度は平成15年6月の地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、従来の管理委託制度に代わり、新たに創設された制度である。

この制度は、民間主体でも十分なサービス提供能力を有するものが増加していることや、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方にに基づき、公の施設の管理の委託先を公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人から民間事業者にまで拡大することとしたものである。これにより、住民サービスの向上と行政コストの縮減を図ることを期待している。

本県では、法令改正を受けて、平成16年1月に「公の施設のあり方等検討委員会」を設置し、公の施設のあり方等に関する抜本的な検討を行った。この検討の結果、県営都市公園については、全9公園とも指定管理者制度を導入することとなり、9公園のうち6公園は、従来からの管理委託先である(財)栃木県民公園福祉協会を指定管理者として指定し、とちぎわんぱく公園、鬼怒グリーンパーク、栃木県中央公園の3公園については、新たに公募により指定管理者を選定することとなった。

また、併せて、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則の制定や栃木県都市公園条例の改正が行われ、平成18年度から県営都市公園に指定管理者制度が導入された。

2. 指定管理業務の範囲

指定管理者制度は「指定」という行政処分により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するものであり、管理代行という法的性格を有している。

指定管理者に行わせる管理の範囲（管理権限）は、公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務を除いた範囲内において、条例で定めることとされており、本県では、栃木県都市公園条例により、維持管理、運営、有料公園施設の利用許可業務を管理権限として付与している。

3. 県営都市公園の指定管理の状況

指定管理者制度導入当時の平成18年度は、公募対象となった3公園を含め、(財)栃木県民公園福祉協会（※現在は公益財団法人）が全9公園の指定管理者となった。2期目となる平成21年度からの指定管理者選定時には、公募対象が6公園に拡大され、公募の結果、鬼怒グリーンパークと栃木県中央公園において新たな事業者が指定管理者として指定された。その後、平成26年度からの指定管理者選定においては、6公園においてコンソーシアムグループが指定管理者となった。なお、コンソーシアムの代表者は栃木県中央公園が栃木県造園建設業共同組合であり、その他の5公園は(公財)栃木県民公園福祉協会である。また、栃木県総合運動公園と日光田母沢御用邸記念公園については、指定管理者制度導入時から一貫して、非公募により(公財)栃木県民公園福祉協会が指定管理者となっている。なお、これまでの指定管理の状況については、表9-2-3の通りである。

表9-2-3 県営都市公園における指定管理の状況

県営都市公園名	年 度													公募開始	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		H31
栃木県総合運動公園	非公募1回目 栃木県民公園福祉協会			非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		H26～
井頭公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
日光田母沢御用邸記念公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
那須野が原公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
みかも山公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
日光だいや川公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
とちぎわんぱく公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
鬼怒グリーンパーク				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
栃木県中央公園				非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		
栃木県中央公園	非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		H18～			
鬼怒グリーンパーク	非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ					
栃木県中央公園	非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ		H18～			
鬼怒グリーンパーク	非公募2回目 →同左			非公募3回目 →同左			非公募4回目 →同左			公募1回目 井頭公園指定管理グループ					

## 第9編 都市施設

### 第9節 (公財) 栃木県民公園福祉協会

#### 1. 協会の概要

公益財団法人栃木県民公園福祉協会は、昭和47年10月の設立以来、40年以上の長きにわたり、県営都市公園の維持管理に関わってきた財団法人である。

この間、平成18年度からの県営都市公園への指定管理者制度の導入、また、平成24年4月には公益法人制度改革に伴う公益財団法人への移行等、社会情勢の変化に対応しながら、県営都市公園の維持管理、運営のプロとして現在に至っている。

平成28年度現在、7つの県営都市公園の指定管理者であり、2公園は単独、5公園はコンソーシアムの構成員（全て代表者）として指定を受けている。

#### 2. 協会設立の趣旨

県民生活の安定のため、均衡と調和のとれた秩序ある高福祉社会の構築を目指す中で、とりわけ、県民ひとりひとりの明るく豊かで健康な社会生活の実現に資する福祉施策が望まれていた。

こうした福祉施策は、社会環境、生活環境の変化に即応したものであると同時に、適切な行政施策によって実現可能になるものであるとの考えのもと、県民のための教養文化施設、レクリエーション施設等を設置し、また、これらの施設の管理運営を適切かつ効率的に行うことにより、県民の社会福祉の増進と健全なる心身の発達を図ることを目的として本協会が設立されたものである。

#### 3. 沿革

昭和47年10月 (財) 栃木県都市公園協会設立  
昭和48年2月 名称を(財) 栃木県民公園福祉協会に改める  
昭和48年8月 事務所を真岡市下籠谷に移転(現井頭公園)  
昭和54年4月 主たる事務所を宇都宮市西川田4丁目1番1号(栃木県総合運動公園)に移転  
井頭公園管理事務所を開設

昭和56年4月 宝積寺緑地(鬼怒グリーンパーク)管理事務所を開設(平成21年4月より渡辺建設(株)が指定管理受託)  
昭和58年4月 中央公園管理事務所を開設(平成21年4月より栃木県造園建設業協同組合が指定管理受託)  
昭和63年4月 県北大規模公園(現那須野が原公園)管理事務所を開設  
平成4年4月 県民ゴルフ場管理事務所を開設(平成12年より企業局に移管)  
平成7年4月 県南大規模公園(現みかも山公園)管理事務所を開設  
平成9年4月 総合運動公園管理事務所を開設  
平成11年4月 日光だいや川公園管理事務所を開設  
鬼怒グリーンパーク白沢管理事務所を開設(平成21年4月より渡辺建設(株)が指定管理受託)  
平成12年4月 とちぎわんぱく公園管理事務所を開設  
日光田母沢御用邸記念公園管理事務所を開設  
平成12年9月 第17回全国都市緑化とちぎフェアを開催(とちぎわんぱく公園)  
平成13年10月 都市緑化基金を設置  
平成18年4月 全9県営都市公園の指定管理者となる(平成18年～平成20年)  
平成21年4月 7県営都市公園の指定管理者となる(平成21年～)  
平成23年3月 東日本大震災により一万人プールが被災  
平成24年4月 公益財団法人に移行  
平成25年7月 一万人プール全面リニューアルオープン  
平成26年4月 5県営都市公園において(公財) 栃木県民公園福祉協会が代表者を務めるコンソーシアムグループとして指定管理者の指定を受ける(平成26年～平成30年)

4. 協会の概要

- (1) 設立年月日 昭和47年10月17日  
平成24年4月1日  
(公益財団法人へ移行)
- (2) 法人格 公益財団法人
- (3) 基本財産 出捐金 3,000千円 (栃木県)
- (4) 指定管理委託料 (平成27年度)  
685,477千円 (栃木県)
- (5) 事業
  - ① 都市公園の管理運営及び利用促進に関する事業
  - ② 都市緑化の推進及び普及啓発に関する事業
  - ③ 上記①及び②の附帯事業及びその関連事業
- (6) 職員数 (平成28年4月1日現在)
  - ① 役員
 

理事長	1名 (常勤)
副理事長	1名 (常勤)
評議員	10名 (非常勤)
理事	7名 (非常勤)
監事	2名 (非常勤)
計	21名 (常勤2名、非常勤19名)
  - ② 職員
 

事務局	6名
総合運動公園管理事務所 (とちのきファミリーランド含)	12名
井頭公園管理事務所	13名
那須野が原公園管理事務所	8名
みかも山公園管理事務所	12名
日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	4名
日光だいや川公園管理事務所	8名
とちぎわんぱく公園管理事務所	10名
計	73名

5. 管理施設概要

表9-2-4 公園別の管理施設一覧

公園名	管理施設
栃木県総合運動公園	陸上競技場・補助競技場・硬式野球場・軟式野球場・相撲場・テニスコート・サッカー場・ラグビー場・トレーニングセンター・水生植物園・合宿所・とちのきファミリーランド
井頭公園	花ちょう遊館・鳥見亭・軟式野球場・運動広場・テニスコート・貸し自転車・フィールドアスレチック・ボート・一万人プール・陽だまり亭・釣り池・グリーンサロン(緑の相談所)・野外炉・変わり種自転車・パターゴルフ場
那須野が原公園	サンサントワー・テニスコート・そり遊び広場・貸し自転車・ファミリープール・フィールドアスレチック・緑の相談所・風車・オートキャンプ場
みかも山公園	みかも庭園・冒険岩・富士見台・わんぱく広場・カタクリの園・野草の園・湿生自然植物園・みかもハーブ園・みかも万葉庭園・香楽亭・フラワートレイン・緑の相談所
日光田母沢御用邸記念公園	旧田母沢御用邸・南庭・導入庭・中坪・研修室・研修ホール
日光だいや川公園	オートキャンプ場・フィールドアスレチック・緑の相談所・ニュースポーツ広場・だいや体験館・インフォメーションエリア・そよかぜ広場
とちぎわんぱく公園	こどもの城・夢花壇・ぱなぱなのまち・メルヘンファーム・なかよし農園・?(はてな)の広場・ふしぎの船・トンボの池・わんぱくトレイン・風の原っぱ・冒険の湖・たぬきの迷路・ガリバーの山